島根県指定史跡

宍道・女夫岩遺跡

第1次発掘調査報告書

平成11年(1999)11月
島根県教育委員会
宍道町教育委員会

宍道・女夫岩遺跡

第１次発掘調査報告書

平成11年(1999)11月
島根県教育委員会
宍道町教育委員会

〔読み下し〕

俗ニ獅子岩又女夫岩共（まためおといわとも）
宍像岩之図（白石村ノ内、矢頭（やがら）といふ所ニ有り）
此所ニ而十月之内
御幣・大御饌・神酒
捧、大国主大御神に
五穀成就の
祭り、宍道の
社司ゟ（より）執行する
南ノ宍像
地上ヨリ高サ壱丈位
同横長サ二丈七尺位
周り（めぐ）ハ土中ニ入（いり）、不相訳（あいわからず）
西ゟ（より）正面
北の宍像
地上ヨリ上高サ八尺位
横長サ弐丈五尺位
周リハ前ニ同し（じ）
犬像と申人もアリ
伝へ不祥（不詳）

〈とびらの絵図〉

この絵図は、千家国造家に保管されていた幕末から近世にかけてのものと思われる女夫岩の図である。このたび千家国造家の許可を得て掲載させていただいた。

女夫岩近景（西方から）

例　　言

1、本書は、島根県教育委員会・宍道町教育委員会が合同で平成８年度に実施した、「女夫岩遺跡」の発掘調査の報告書である。

2、調査組織は以下のとおりである。

調査主体　島根県教育委員会　宍道町教育委員会

事務局（平成８年度）

島根県教育庁文化財課

勝部　昭（課長）　森山洋光（課長補佐）　西尾克己（埋蔵文化財係長）

同　課（埋蔵文化財調査センター）

宍道正年（センター長）　古崎蔵治（課長補佐）

宍道町教育委員会

吉川哲夫（教育長）　庄司康範（教育次長）

調査員

島根県埋蔵文化財調査センター　　企画調整係　錦田剛志（主事）

宍道町教育委員会　　稲田　信（総務係長）　木下　誠（主事）

3、現地調査及び関連調査にあたっては、以下の方々と諸機関に、有益なご指導と多大なる協力をいただいた。記して謝意を表します。　　（敬称略、五十音順）

浅沼政誌　安部正哉　石富寅芳　犬山英男　遠藤春夫　岡　宏三　岡田荘司

勝部正郊　川島芙美子　熊野高裕　木幡修介　坂井秀弥　佐藤美彦　品川知彦

島田成矩　白石昭臣　宍道年弘　椙山林継　関　和彦　千家尊祀　千家和比古

瀧音能之　竹広文明　田中義昭　坪内権吉　藤間　亨　野々村安浩　蓮岡法暲

秦　武男　服部　旦　平野邦雄　平野卓治　平野芳英　藤岡大拙　古瀬美明

町田　章　松本美和子　牟禮　仁　森田喜久男　山内靖喜　山崎　修　山本　清

横山直材　渡辺貞幸　飯石神社　石宮神社　大森神社　熊野大社

皇學館大学神道研究所　國學院大学日本文化研究所　島根県古代文化センター

島根県神社庁　島根県土木部　日本道路公団　文化庁記念物課

4、本稿に掲載した遺構・遺物の実測、浄写、写真撮影は島根県埋蔵文化財調査センター職員が行った。遺物、実測図、写真については宍道町教育委員会が保管している。

5、本稿の執筆及び編集は、以下の三名が協議して行い文責を負った。

錦田剛志（島根県教育委員会）　稲田　信（宍道町教育委員会）　木下　誠（同）

本　文　目　次

1．はじめに …… 1

2．遺跡の概要 …… 1
(1)　立地と周辺の遺跡 …… 1
(2)　遺構の概要 …… 3

3．発掘調査の概要 …… 3
(1)　調査方法 …… 3
(2)　トレンチ調査の結果 …… 9
(3)　出土遺物 …… 10

4．調査の成果と課題 …… 10
(1)　発掘調査の成果 …… 10
(2)　祭祀空間としての女夫岩遺跡 …… 11
(3)　『出雲国風土記』と女夫岩 …… 11
(4)　小　結　～女夫岩遺跡の価値と重要性～ …… 15

付編　宍道女夫岩遺跡とその保存 …… 17

挿図・写真目次

図1　女夫岩遺跡と周辺の主な遺跡 …… 1
図2　女夫岩遺跡周辺の字名 …… 2
図3　女夫岩遺跡遺構実測図 …… 3
図4　女夫岩遺跡　地形測量図・トレンチ配置図 …… 4
図5　女夫岩遺跡T1,3,4,5,6トレンチ土層堆積図 …… 5～6
図6　女夫岩遺跡T7,8,9,10,11,12トレンチ土層堆積図 …… 7～8
図7　主な女夫岩遺跡出土遺物 …… 9

写真1　女夫岩遺跡遠景 …… 27
写真2　女夫岩近景 …… 27
写真3　石垣近景 …… 28
写真4　遺跡遠景（東側より） …… 28
写真5　遺跡遠景（西側水田部より） …… 29
写真6　T8トレンチ完掘状況 …… 29
写真7　同　土層堆積状況 …… 30
写真8　T1，2，7，8トレンチ出土遺物 …… 30
写真9　T9,10,12トレンチ出土遺物 …… 31
写真10　T11トレンチ出土遺物 …… 31
写真11　石宮神社の犬石 …… 32
写真12　石宮神社の猪石 …… 32
写真13　女夫岩トンネル貫通式 …… 33
写真14　同上 …… 33

宍道・女夫岩（めおといわ）遺跡発掘調査報告

島根県教育委員会
宍道町教育委員会

1．はじめに

女夫岩遺跡は宍道湖の南岸にあたる八束郡宍道町大字白石字宍岩（ししいわ）、字女夫岩（めおといわ）に所在する祭祀遺跡である。

平成８年７月２日から同23日にかけて、島根県教育委員会と宍道町教育委員会は、遺跡の性格を把握するために部分的な発掘調査を実施した。

本稿では、女夫岩遺跡の発掘調査について報告し、さらに、その保存、遺跡整備の経緯についても述べようとするものである。

2．遺跡の概要

(1) 立地と周辺の遺跡（図１・図２）

女夫岩遺跡は、宍道湖岸から約1.7㌔ほど南方の、佐々布川下流域に広がる谷へ向かって伸びる小丘陵の斜面に立地している。字宍岩にあたるところに二つの巨石があり、地元ではそれを「めおといわ」「ししいわ」と呼んでいる（以下、この二つの巨石を女夫岩と記述する）。女夫岩は、標高約50㍍の丘陵斜面の森林中に寄り添うように立ち並んでいる。女夫岩の北西下方約100㍍の谷間には、湧水と小さな溜池（夫婦岩溜池）がある。

女夫岩遺跡の南側には弥生時代後期の墳墓と古墳からなる清水谷遺跡、弥生時代から古墳時代にかけての集落跡である矢頭遺跡が存在する。さらに南側には、宍道町最大の古墳群である水溜古墳群がある。

女夫岩遺跡の東側には、古代の村落内寺院の様相を示す寺院跡とされる堤平遺跡があり、その北側には宍道町最大規模の横穴墓群である才横穴墓群が位置する。さらに、東側の谷には、風土記記

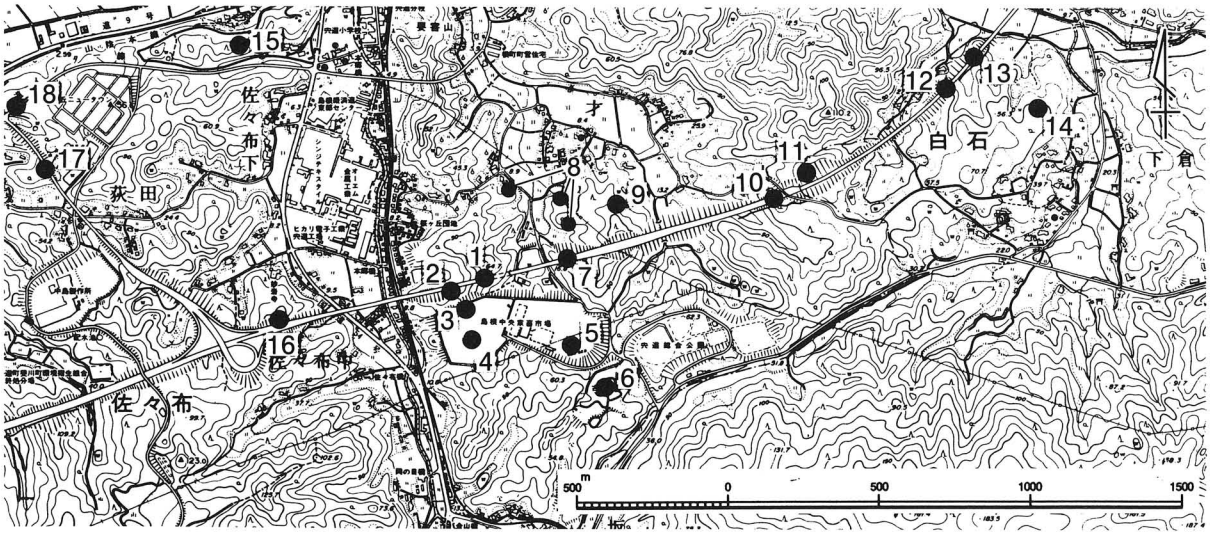

図１　女夫岩遺跡と周辺の主な遺跡（1/25,000）

１．女夫岩遺跡、２．女夫岩西遺跡、３．矢頭横穴墓、４．矢頭遺跡、５．清水谷墳墓群、６．水溜古墳群、７．提平遺跡、８．才横穴墓群、９．佐為神社、10．山守免遺跡、11．野津原Ⅱ遺跡、12．白石大谷Ⅱ遺跡、13．白石大谷Ⅰ遺跡、14．椎山古墳群、15．佐々布下１号墳、16．上野古墳群、17．鋤崎古墳群、18．北ケ市遺跡、屋敷遺跡

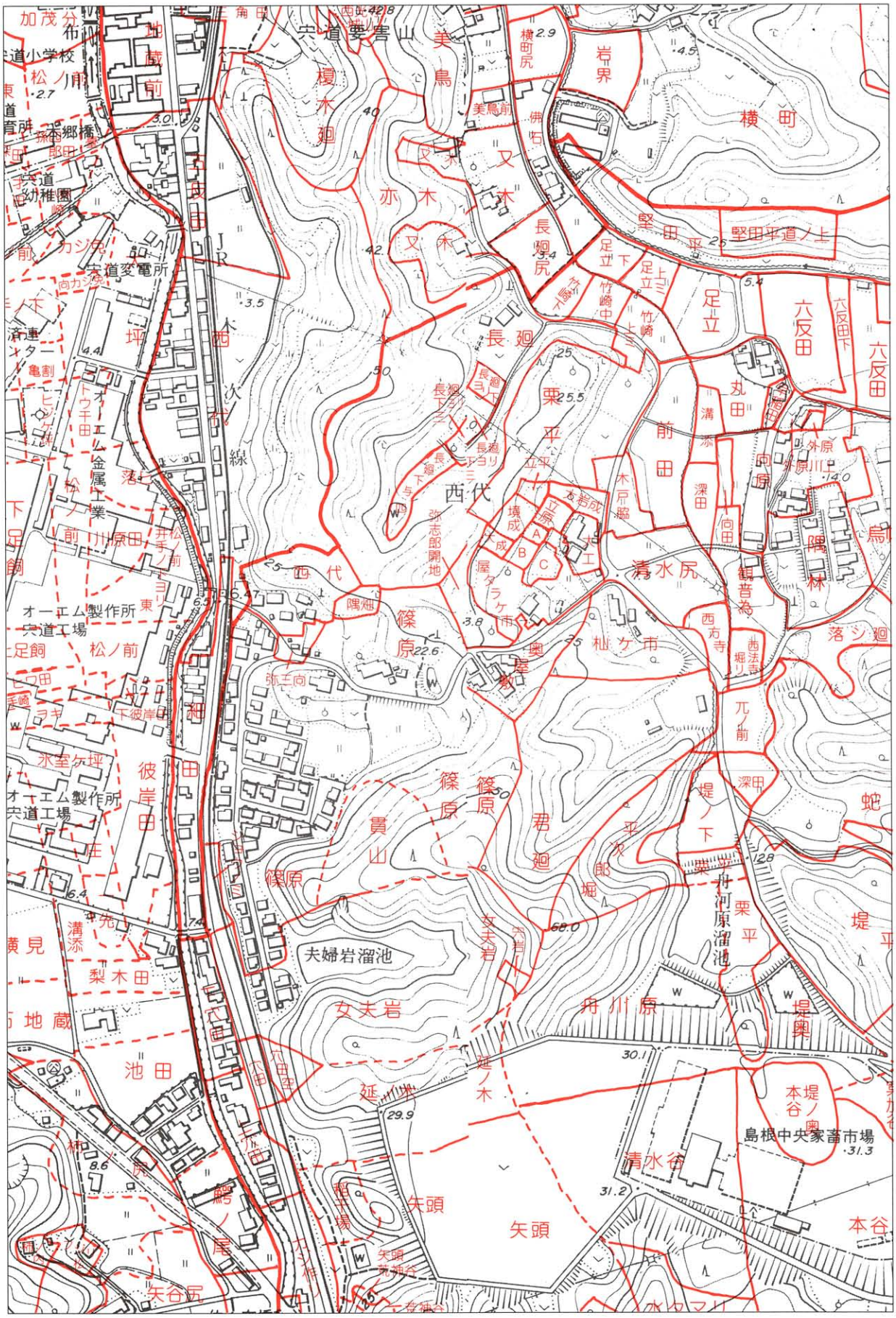

図２　女夫岩遺跡周辺の字名（宍道町歴史史料集(地名編)より）

載社である狭井社、狭井高守社の比定地がある。

女夫岩遺跡の西方、佐々布川が南流する谷を挟んだ向かい側約600㍍には、古墳時代中期初頭の大型円墳である上野１号墳がある。

このように、女夫岩遺跡の周辺は、宍道町の中でも遺跡が密集して存在し古代における拠点的な地域の一つと考えられる。

(2) 遺構の概要（図３）

女夫岩は宍道町白石に鎮座する大森神社所有地で、今も信仰の対象としてまつられている。現在、女夫岩の北西側直下には約200㎡の平坦地があり、平坦地と女夫岩の間には各２列の石垣と段、石積みの階段が築かれている。各々女夫岩にまつわる祭祀遺構の一部と考えられるが、その構築時期や使途の詳細は不明である。

このたびの発掘調査に伴い、女夫岩周辺については、地形測量の他、コンピューターによる遺構の実測・図化を実施した。

３．発掘調査の概要

(1) 調査方法（図４）

発掘調査は、大森神社所有地（女夫岩とその西下方の平坦地周辺）を除く標高15～50㍍の丘陵斜面に計12本（Ｔ１～Ｔ12、総面積約120㎡）の試掘坑（トレンチ）を設定して実施した。

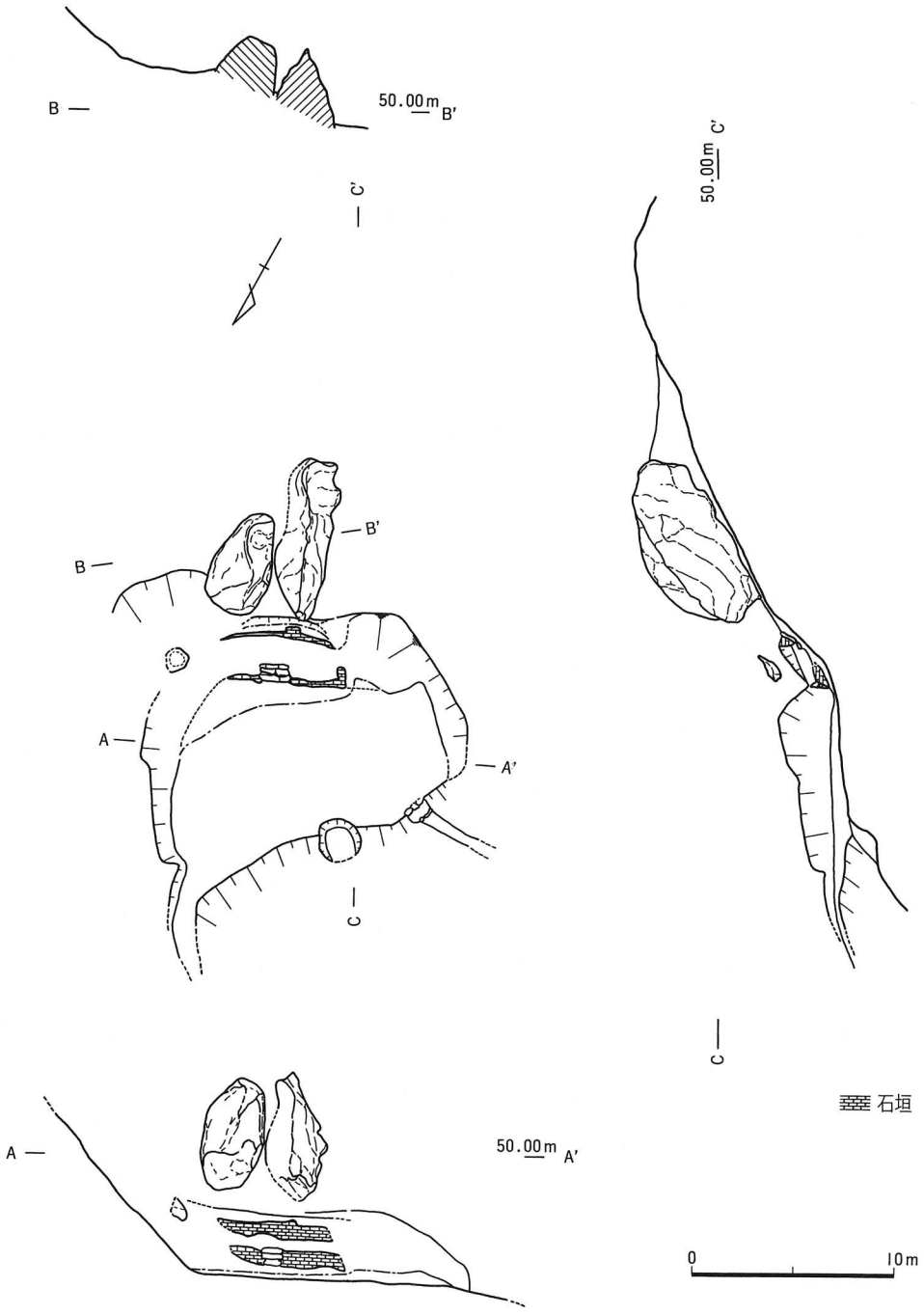

図３　女夫岩遺跡遺構実測図

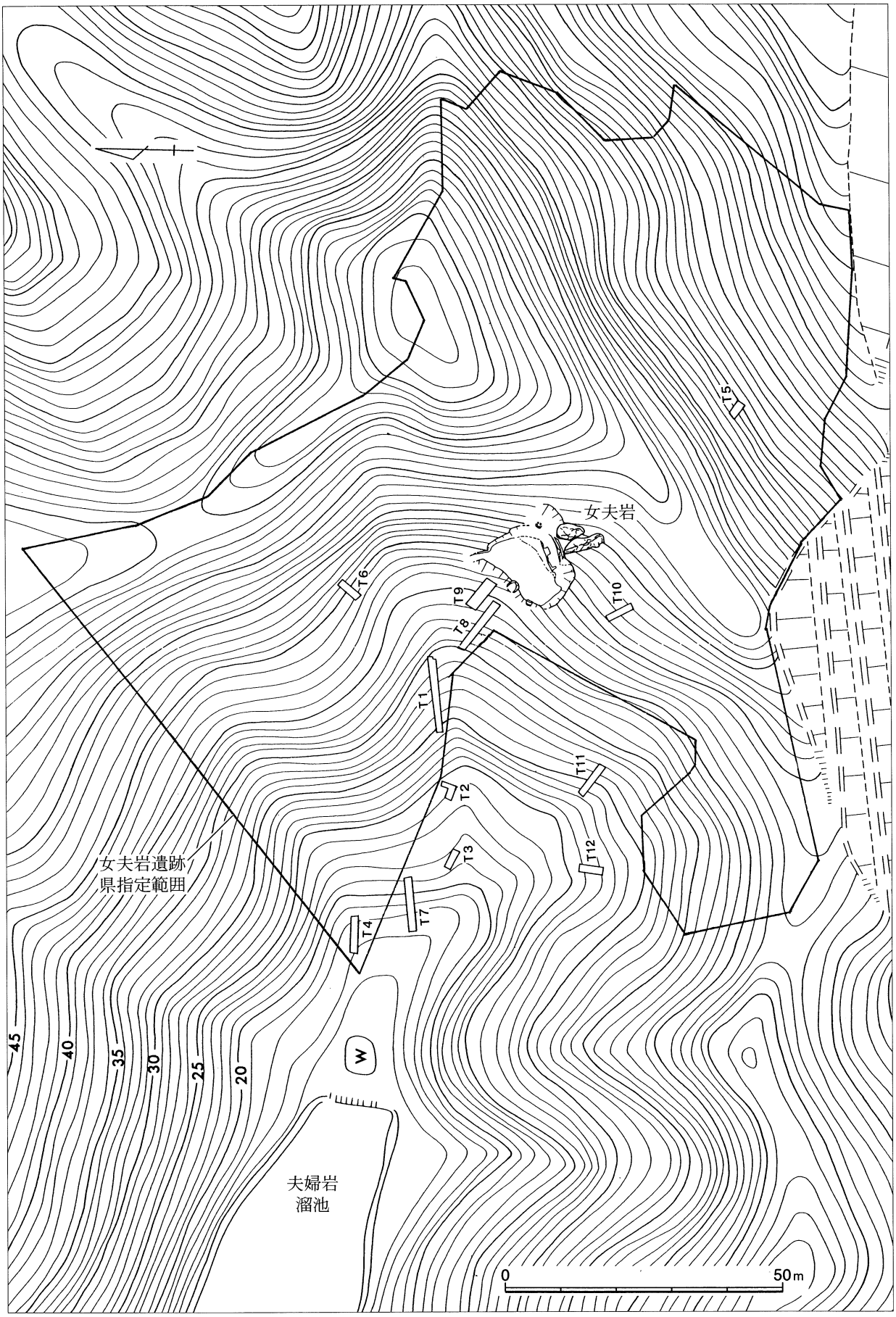

図4　女夫岩遺跡　地形測量図・トレンチ配置図（実線は指定範囲）

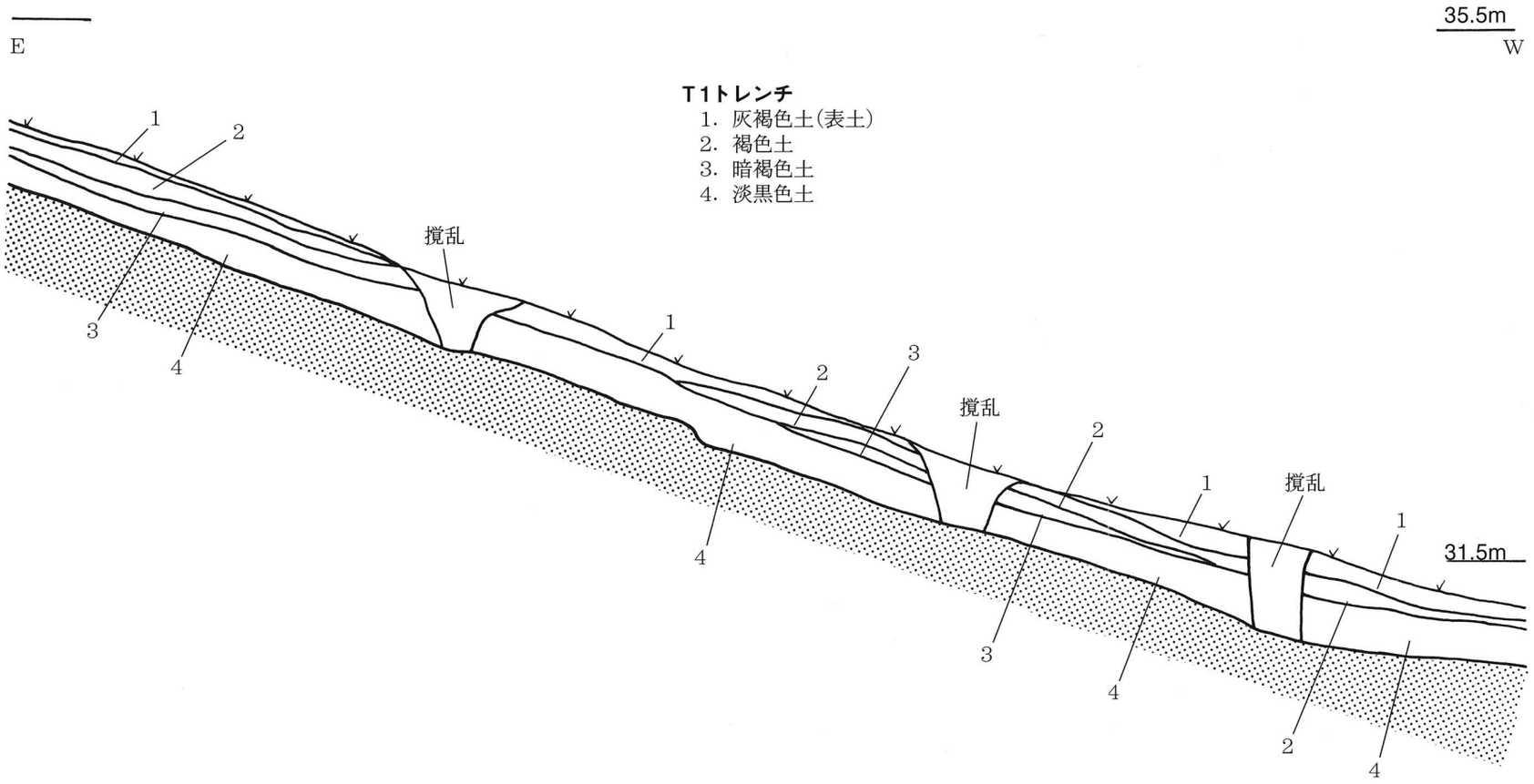

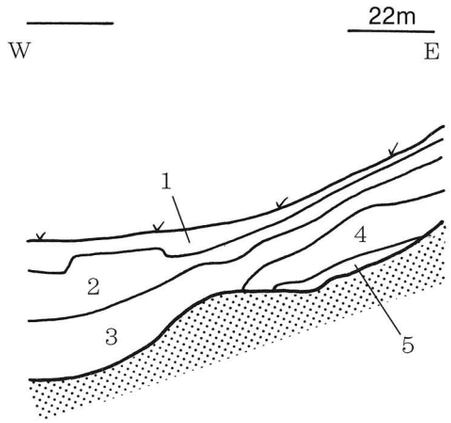

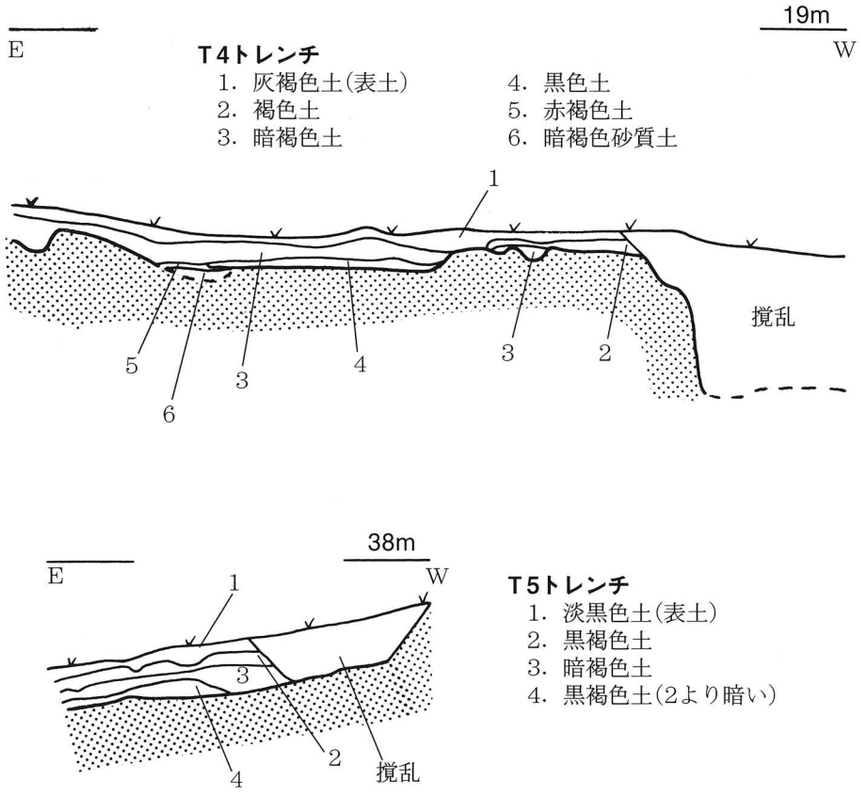

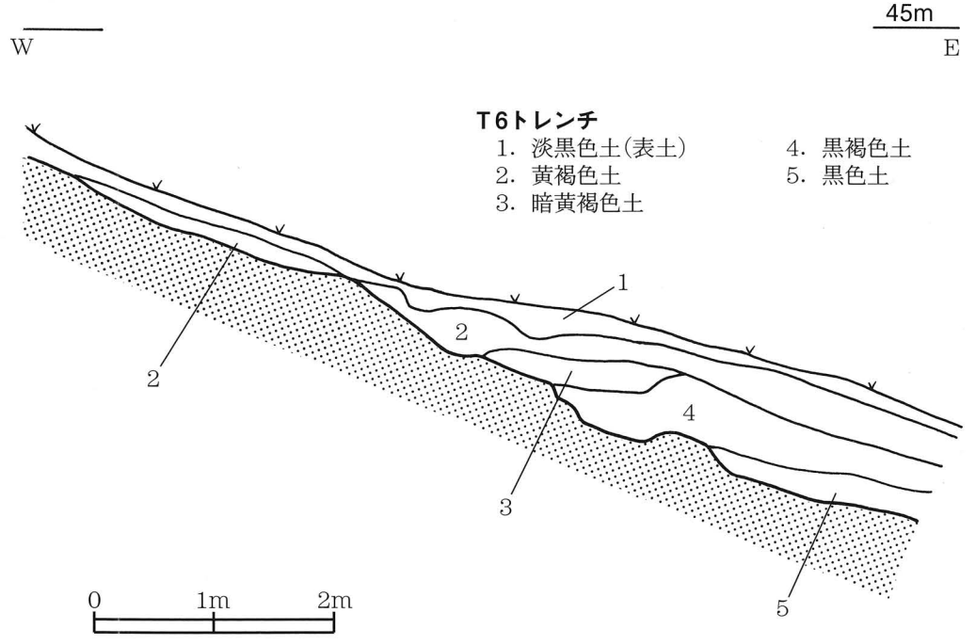

図5　女夫岩遺跡T 1，3，4，5，6 トレンチ土層堆積図

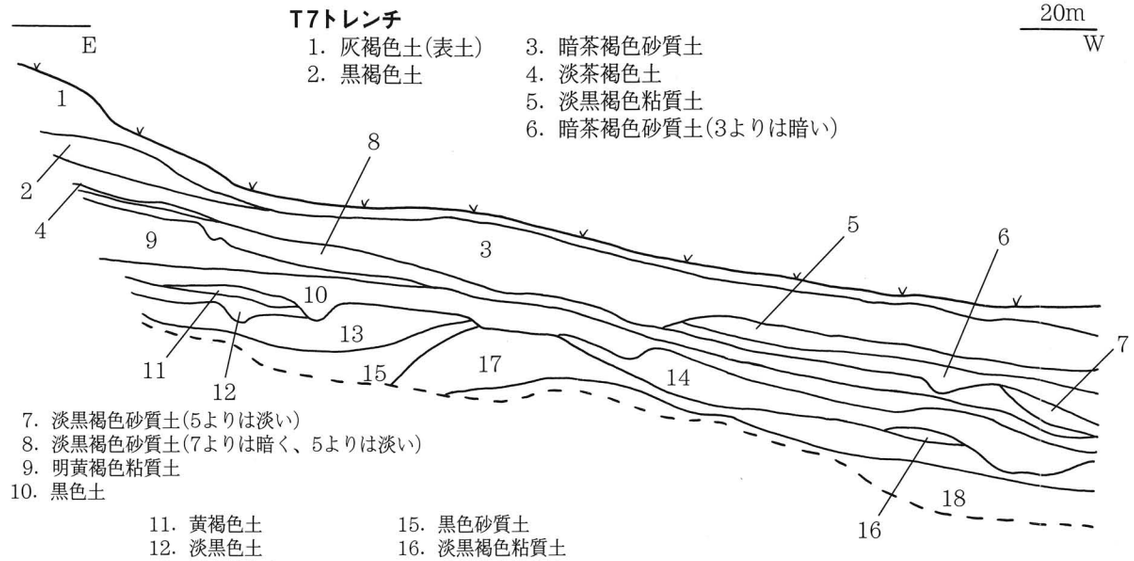

T7トレンチ

1. 灰褐色土(表土)
2. 黒褐色土
3. 暗茶褐色砂質土
4. 淡茶褐色土
5. 淡黒褐色粘質土
6. 暗茶褐色砂質土(3よりは暗い)
7. 淡黒褐色砂質土(5よりは淡い)
8. 淡黒褐色砂質土(7よりは暗く、5よりは淡い)
9. 明黄褐色粘質土
10. 黒色土
11. 黄褐色土
12. 淡黒色土
13. 淡黄褐色土
14. 淡黄褐色粘質土
15. 黒色砂質土
16. 淡黒褐色粘質土
17. 暗茶褐色粘質土
18. 黒色粘質土

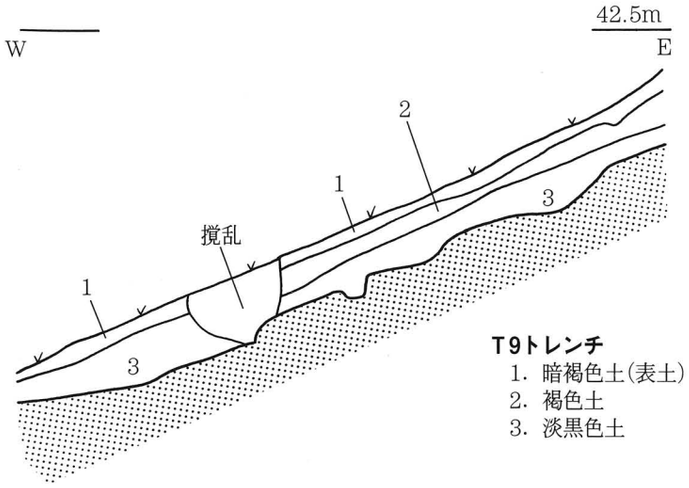

T9トレンチ

1. 暗褐色土(表土)
2. 褐色土
3. 淡黒色土

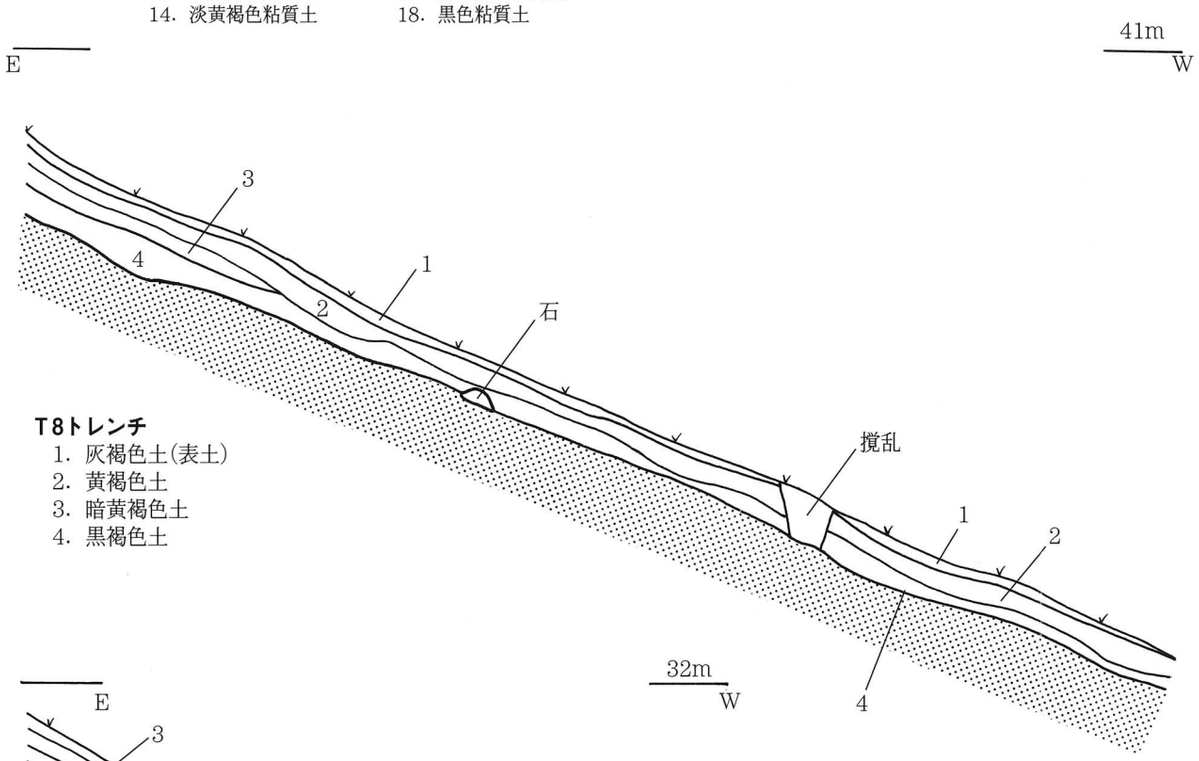

T8トレンチ

1. 灰褐色土(表土)
2. 黄褐色土
3. 暗黄褐色土
4. 黒褐色土

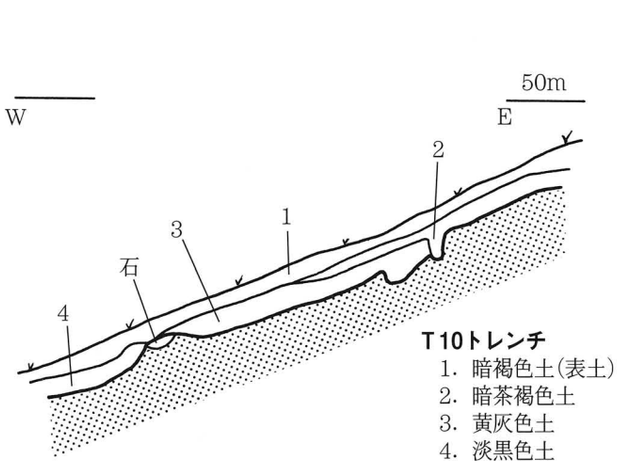

T10トレンチ

1. 暗褐色土(表土)
2. 暗茶褐色土
3. 黄灰色土
4. 淡黒色土

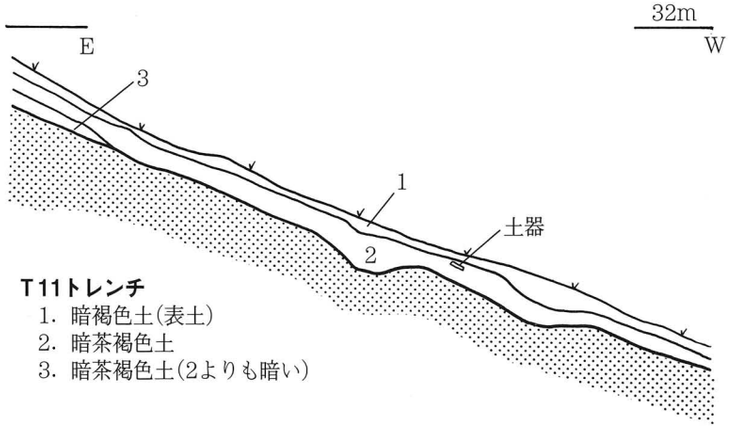

T11トレンチ

1. 暗褐色土(表土)
2. 暗茶褐色土
3. 暗茶褐色土(2よりも暗い)

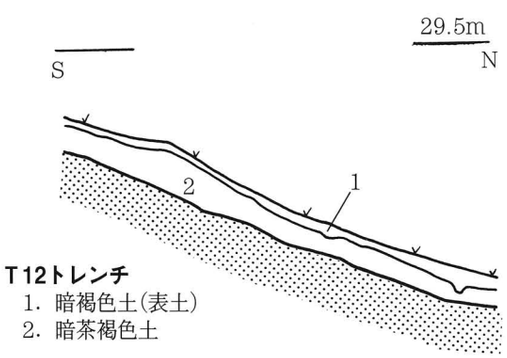

T12トレンチ

1. 暗褐色土(表土)
2. 暗茶褐色土

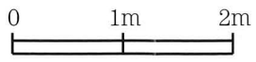

図6　女夫岩遺跡T 7 , 8 , 9 , 10, 11, 12トレンチ土層堆積図

⑵ トレンチ調査の結果（図４・図５・図６・図７）

トレンチ調査の結果、明確な遺構は検出されなかったが、Ｔ１、Ｔ２、Ｔ７、Ｔ８、Ｔ９、T10、T11、T12の各トレンチから、古墳時代中～後期頃の須恵器・土師器を中心に、近世～近現代頃の御神酒徳利・かわらけなど、約150点にのぼる土器片等が出土した。

ここで、各トレンチ調査の結果について記述する。

Ｔ１トレンチ（図５）

女夫岩より約30㍍北西下方の斜面に沿って、1.5×14㍍のトレンチを設定した。

現地表面から約50㌢ほど掘削した淡黒色土層（旧表土と推定）から、須恵器無頸壺（図７－２）が出土した。斜面上方の女夫岩付近から流れ込んだものと考えられる。

Ｔ２トレンチ

第１トレンチより約10㍍西下方にトレンチを設定した。

表土直下の褐色土層から土師質の土器小片１点が出土した。

Ｔ３トレンチ（図５）

第２トレンチより約10㍍西下方に、1.5×3.5㍍のトレンチを設定した。

遺物は検出されなかった。

Ｔ４トレンチ（図５）

第３トレンチより約20㍍北西下方に、1.5×７㍍のトレンチを設定した。

遺物は検出されなかったが、トレンチ西端では地表下約２㍍弱で湧水が確認される。

Ｔ５トレンチ（図５）

女夫岩より約30㍍南東の、女夫岩とは反対側の斜面に、1.5×３㍍のトレンチを設定した。

遺物は検出されなかった。

Ｔ６トレンチ（図５）

女夫岩より約40㍍北の斜面に、1.5×８㍍のトレンチを設定した。

遺物は検出されなかった。

Ｔ７トレンチ（図６）

第３トレンチより約10㍍北西下方に、1.5×10㍍のトレンチを設定した。

現地表下約２ｍ強の黒褐色土層中から須恵質の甕片１点が出土した。地表下約2.5㍍で湧水が確認される。壁面崩落の危険が生じ掘削を途中で断念した。

Ｔ８トレンチ（図６）

女夫岩より約15㍍北西下方、つまり平坦地直下の急斜面に、２×10.5㍍のトレンチを設定した。

このトレンチ内からも遺構は検出されなかったが、表土中から土師器小片、近世～近代頃の御神酒徳利などが出土した。また、現地表下約50～80㌢の黒褐色土層（旧表土と推定）から、土師器片多数、磨製石斧片１点が出土した。その内に、高坏（図７－１）、小形鉢など（図７－３）が含まれる。いずれも、斜面上方の女夫岩付近から流れ込んだものと考えられる。

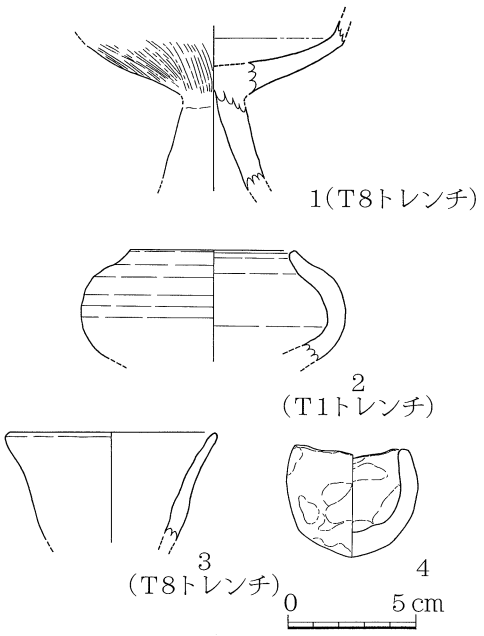

図７　主な女夫岩遺跡出土遺物
（４は付近の矢頭横穴墓前方より出土）

Ｔ９トレンチ（図６）

第８トレンチの北側に、2.5×６㍍のトレンチを設定した。

表土中から須恵器甕片、近世～近代頃のかわらけ等が出土した。また、現地表下約50～80㌢の淡黒色土層（旧表土と推定）から、土師器片多数が出土した。

Ｔ10トレンチ（図６）

女夫岩より約10㍍西の斜面に、1.5×５㍍のトレンチを設定した。

地表下約30㌢の黄灰色土層から土師器小片１点が出土した。

Ｔ11トレンチ（図６）

女夫岩より約40㍍西下方の斜面に、1.5×6.5㍍のトレンチを設定した。

地表下約10㌢の暗褐色砂質土層から、須恵器甕片多数と土師器片多数が出土した。

Ｔ12トレンチ（図６）

女夫岩より約50㍍西下方の斜面に、1.5×４㍍のトレンチを設定した。

地表下約10㌢の暗褐色土層から、須恵器甕片数点、土師器片数点、縄文土器片数点が出土した。

(3)　出土遺物（図７）

Ｔ１、Ｔ８より出土した実測可能な遺物について記述する。

土師器高坏（図７－１）

Ｔ８の現地表下約50～80㌢の黒褐色土層から出土した。

坏部の下半と脚部の一部の破片である。坏部の外面は明燈褐色で、１㌢あたり６条のタテ方向のハケメが認められる。古墳時代中期頃のものと考えられる。

須恵器無頸壺（図７－２）

Ｔ１の現地表面から約50㌢ほど掘削した淡黒色土層から出土した。

無頸壺の底部分以外は完全に残っていた。口径6.4㌢で、暗灰色である。古墳時代後期頃のものと考えられる。

土師器小形鉢（図７－３）

Ｔ８の現地表下約50～80㌢の黒褐色土層から出土した。

鉢の上半の破片である。口径8.1㌢で、燈褐色である。古墳時代中期頃のものと考えられる。

４．調査の成果と課題

(1)　発掘調査の成果

既述のとおりごく限られた範囲の試掘調査で、明確な遺構は検出されなかった。しかし、各トレンチから合計約150点にのぼる古代および近世近代頃の土器小片が出土した。このうち、Ｔ１・Ｔ８・Ｔ９トレンチにおいては、斜面上方から流入したかの状況で須恵器の小形無頸壺（古墳時代後期頃）や土師器の高杯・小形鉢（古墳時代中期頃）等の破片が出土した。これらは、その出土地点が女夫岩を間近に仰ぐ急斜面上に当たり、周囲の地形状況から察して通常の住居跡や古墳に伴うものとは考えがたい。おそらく女夫岩周辺で行なわれた祭祀に関わる遺物と推定される。

また、出土状況に疎密はあるが、Ｔ２・Ｔ７・Ｔ10・Ｔ11・Ｔ12からは、大甕片を中心とする須恵器片、器種の判然としない土師器小片が出土した。これにより古代にさかのぼる遺物包含層が女夫岩周辺に広く分布することが明らかとなった。これらの出土地点もまた日常生活に不適な傾斜地にあたり、祭祀に関わる遺物の可能性も指摘される。

以上のことから、字宍岩、字女夫岩の女夫岩周辺では少なくとも古墳時代中～後期にさかのぼる何らかの祭祀行為があったことがうかがえる。

女夫岩遺跡は、古代以来の祭祀遺跡としての性格が濃厚といえよう。

(2) 祭祀空間としての女夫岩遺跡

それでは、この地にて斎行された古代の祭祀とは如何なるものであったのだろうか。

最も蓋然性が高いのは、遺跡の歴史的、地理的環境から推察して、現地に今なお存在し、信仰および祭祀の対象となっっている二つの巨石女夫岩にまつわる祭祀行為であろう。

石に関する信仰及び祭祀については、古代から現代まで日本のみならず世界各地にその傍証が存在している(1)。特に、古代の日本においては、記紀、風土記といった古典に、イワクラ(「石坐」「磐座」「石位」)やイワサカ(「磐境」)、イシガミ(「石神」)などの石に対する信仰や石をもちいた特定の祭場を示唆する記述が認められる(2)。現在も、本殿をもたず石を神の依代として露天にまつる古社を見ることができる(3)。また、考古学の成果のうえでも、広島県木ノ宗山遺跡などいくつかの弥生時代の青銅器埋納遺跡や福岡県沖ノ島(4)、奈良県三輪山の山ノ神遺跡(5)、静岡県引佐町の天白磐座遺跡(6)など古墳時代のいわゆる祭祀遺跡のうちに、明らかに石にまつわる信仰および祭祀を首肯させる多くの事例が知られている。島根県内においても、現出雲大社摂社命主神社社殿背後にあったとされる巨岩下から弥生時代の銅戈・ヒスイ勾玉等が出土した真名井遺跡(7)が知られる。また、古墳時代においては、岩陰などから土師器片が出土したとされる平田市の大船山遺跡(古墳時代前期～後期)(8)、巨石の周辺から手づくね土器や円盤状の不明鉄器、多数の土師器・須恵器片が出土した東出雲町の春日シヌン谷遺跡(古墳時代後期、6世紀後半～7世紀前半)(9)、現在も磐座としてまつる巨石の周辺から須恵器が出土したという三刀屋町の飯石神社境内遺跡(古墳時代後期、7世紀頃)(10)にその証左を認め得る。

本遺跡もまた、遺物の出土状況をはじめ遺跡の立地、現状(巨石をまつる祭場として機能している)、今に残る祭祀伝承の存在などからして、古典に登場するいわゆるイワクラのごとき性格を具現する古代祭祀の空間と理解して大過ないと思われる。現状ではその場において人々が何を祈願し祭ったのか、またどのような祭祀を行ったのか、その具体像は知るよしも無い。

しかし、湧水地を西方眼下に控え、木々が鬱蒼と生い茂る丘陵斜面にひときわ目を見張る巨大な岩石が並び立つその姿は、人々に自然の営みの霊威を感受させるには十分なものであったと想像される(11)。

(3) 『出雲国風土記』と女夫岩

さて、この遺跡を語るうえで重要な視点がもう一つある。それは、『出雲国風土記』意宇(おう)郡宍道郷条の地名起源譚との関わりである。

風土記には、

> 宍道郷　郡家正西三十七里　所レ造二天下一大神命之追給猪像　南山有レ二〔一長二丈七尺、高一丈、周五丈七尺。一長二丈五尺、高八尺、周四丈一尺。〕　追レ猪犬像〔長一丈、高四尺、周一丈九尺。〕　其形為レ石　無レ異二猪犬一　至レ今猶有　故云二宍道一
>
> (括弧・句点・下線は筆者)

(岩波書店刊『日本古典文学大系2風土記』1958年より)

と記されている。

この地名起源譚に登場する「猪像」が、二つの巨石「女夫岩」に比定しうるのではないかという伝承が古くより知られるのである。

しかし、この比定については、近世以来、先学達が様々な説を残しており未だ定説は定まっていない。

その主なものとしては、

①宍道町大字白石字石ノ宮、森脇に鎮座する石(いし)宮(みや)神社の御神体である磐座(いわくら)を「犬像」、境内の巨石を「猪像」とする説。

（以下、石宮神社説とする）

②女夫岩を「猪像」とする説。

（以下、女夫岩説とする）

③女夫岩を「猪像」とし、石宮神社の御神体である磐座を「犬像」とする説。

（以下、2箇所説とする。）

が挙げられる。これまでの諸説の主な流れを要約すれば以下のとおりである。

研究略史～諸説の主な流れ～

＜　江　戸　時　代　＞

1653年：黒沢石斎『懐橘談』
（承応二）

「里人に尋れどもさだかならず」

→比定ができないでいる。

1683年：岸崎時照『出雲国風土記抄』
（天和三）

「大穴貴命追猪犬像石者白石本郷村石宮大明神是也（中略）羽久志村正字可為白猪石今略云白石乎同村中坂口有女男岩云」

→石宮神社説あるいは2箇所説の登場。（現在どちらの説に読み取るか解釈がわかれる）

1717年：黒沢長尚『雲陽誌』
（享保二）

「志肆石（中略）白石本江村に祭て石宮明神といふ。」

→石宮神社説

1826年以前：『出雲国風土記解』への書き入れ
（文政九）

「此抄ノ説誤謬（中略）坂口之女男岩是猪犬像也。予到其処考寸尺大旨当レリ。石宮ハ大ニ相違セリ。」

→女夫岩説の登場。石宮神社説を批判。なお、書き入れた人物は不明で、『抄』を引用した批判の内容が見られる。

1833年：渡辺　彝『出雲神社巡拝記』
（天保四）

「宍道村石宮大明神（中略）右の石三ツあり。其の形ち能く似たり故に志しぢといふ。」

→石宮神社説

1843年：千家俊信『出雲国式社考』
（天保一四）

「此猪石今白石村の山中にありて獅子岩といふ、また夫婦岩ともいふ」

→女夫岩説

1842年以降：横山永福『出雲国風土記考』
（天保一三）

「南山とハ今宍道町の西に南方大原郷に行路あり。其を三四町行て東の方なる山に登れハ池あり。池の左を通りて少し行ハ松山の内に二ツの猪の形の石あり。大サ此書と能もあへり。今里人ハ男女石といひて婦夫むつまじからぬものの詣れハ　（われ天保十三年三月の末に大社詣て其帰りに詣たり。其後もまた人の道しるべして詣たりき。いとも妙なる石なりき。）　必其の志るしあるとす。（中略）猪を追ひし犬も石となりしと云伝なり。白石村の内本郷と云処に座す。（中略）此犬石にて今石宮大明神と申す。」

→明確な2箇所説登場

＜　明　治　時　代　＞

1881年：星野文淑　編『出雲名勝摘要』
（明治一四）

「猪石（中略）其猪走リ逃ゲ佐為谷ニ至リ化シテ石ト為ル。是レ則チ其の石ナリ。形チ絶タ類似ス。（中略）犬石（中略）白石村ニアリ。（中略）石垣ヲ以テス。」

→2箇所説

1885年（明治一八）

石ノ宮神社社掌と氏子総代、内務卿山形有朋に神社名復称願を提出。石ノ宮神社を風土記の宍道社に改称することを嘆願する。その際、添付絵図において、女夫岩を猪石、石ノ宮神社を犬石として描く。

→2箇所説

1907年：『村社石ノ宮神社由緒並ニ末社熊岩神社之理由書』
（明治四〇）

猪石を「大字白石坂口ニアリ一名夫婦岩ト唱フ」とし、犬石を「当所ニアリ」とする。

→2箇所説

＜　大　正　時　代　＞

1926年：後藤蔵四郎『出雲国風土記考証』
（大正一五）

「猪像の石は上白石の石宮大明神の境内にある。形が不規則な故に、長さや周囲が、古の寸尺とは一致せぬが、私の測ったところでは、一つの分は（中略）。犬像石は、瑞垣をめぐらして、神聖にしてある。（中略）今の宍道の町から大原郡へ通ふ路を南へ十一町行き、そこから東へ直線で二町許りの所に、二つの大きい岩があって、これを今猪岩といって居るが、これはもと夫婦岩といったもので、大きさ本文の記に合はず、風土記にある猪像石に関係はあるまい。」

→石宮神社説の復活。女夫岩説、2箇所説を否定。

＜　戦　後　の　研　究　＞

1957年：加藤義成『出雲国風土記参究』
（昭和三二）

「昭和31年9月25日、私は宍道町史編纂委員の一行と共に参拝して、三個の石を実測してもらったところ、石の面に沿うて測ることによって、風土記の記載が殆ど寸分も違わないものであることを証明することができた。」

→石宮神社説。

1963年：『宍道町誌』
（昭和三八）

「猪岩或いは夫婦岩と呼ばれる同形の岩が二つ並び、中央に小祠を祀っている。（中略）之れは陰陽石とみるべきで、出雲風土記にある猪岩は（中略）石宮神社境内にあるものが確実である。」

→石宮神社説。女夫岩説、2箇所説を否定している。

1981年（昭和五六）

宍道町教育委員会が石宮神社の岩石を出雲国風土記の猪石犬石として「町史跡」に指定する。

→石宮神社説。

1994年：服部　旦
（平成六）「『出雲国風土記』の数量表現の信憑性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察」『古代文化研究2』
（島根県古代文化センター）
→石宮神社説を肯定。岩石の計測結果等に基づき、女夫岩説・2箇所説を江戸時代後期以降に喧伝されたものとして否定している。

1996年：森田喜久男
（平成八）「猪と犬のゆくえ－『出雲国風土記』意宇郡、宍道郷条」『しまねの古代文化』第三号
（島根県古代文化センター）
→近世以来の研究史を総括し、猪像・犬像を比定するうえでの問題の所在を整理している。

1997年：関　和彦
（平成九）「宍道郷と犬石・猪石」
『大社文化事業団叢書2
古代出雲世界の思想と実像』
（大社文化事業団）
→2箇所説を肯定。近世国学の研究成果を整理、検証し、現存する地名、神社史の分析を通し古代史学の立場から風土記原文に再解釈を与える。

1998年：森田喜久男
（平成一〇）
「宍道郷地名起源伝承の再検討」『宍道町歴史叢書3　町史研究（Ⅰ）』
（宍道町教育委員会）
「従来の研究では、宍道郷の地名起源伝承の持つ意味について、正面から取り上げたものは少なく、猪像や犬像の所在地を比定することに終始してきた感がある。（中略）小稿では、所造天下大神が猪狩を行うという伝承自体に注目し、宍道郷が所造天下大神の猪狩の舞台となった理由について、宍道郷の歴史的環境をも視野に入れて考察する。」
→猪像・犬像の比定のみが先行する研究現状を批判。あえて比定説に言及する事無く、宍道郷の地名起源伝承成立の背景を古代史学の立場から考察している。

発掘調査報告が主旨である本稿では、これらの当否を具に検証することは留保しておきたい。

しかし、三つの比定説に共通する根本的な問題点が指摘できる。それは、風土記の記述自体が、神話的な記述であり原文の解釈が未だ不安定なものといわざるをえないことである。つまり、現状の比定地の様相との比較検討には極めて慎重な態度が求められるのである。例えば、風土記にいう、方位「南の山」の「南」とは、何に対して南なのか、また同じく立地「山」とは、どのような立地を指したものなのか、さらに大きさについての具体的な数量は、どこをどのように測ったもので、現状との数量比定が容易になしうるものか、この原文から「猪像」と「犬像」は、はたして同一の場所にあったと読めるか否かなど、原文解釈をめぐる基本的な課題の解決がまずは必要なのである。

また、森田氏（上記、森田1998）が指摘するように、猪像・犬像の比定のみを先行するのではなく、何故にこの神話が成立し、この地に伝承され、風土記に記されたかなどの歴史的背景を考証することも大きな課題である。

いずれにしても、風土記にさかのぼる神話伝承が様々な形で今に継承され、その複数の比定地が宍道町の地に現存することは事実である。これこそ当遺跡のもつ重要な特質の一つといえるだろう。

(4) 小　結　～女夫岩遺跡の価値と重要性～

当遺跡の価値と重要性は、次の点に要約できよう。

一つ目は、古墳時代中期頃にさかのぼる全国的にも類例の少ない石に関わる祭祀遺跡であるということ。古代から現代まで変容しつつも継続するいわゆるイワクラ祭祀の姿を考古学的に考察し、古代信仰はもとより今日の基層信仰のあり方[12]やそれに基づく祭祀の空間、形態を知るうえで重要である。

二つ目は、『出雲国風土記』という奈良時代の文献の記述と現存する遺跡が合致する可能性があるということ。仮に合致したとすれば、風土記の神話伝承が成立した背景に、古墳時代における巨石にまつわる祭祀や信仰の存在が推察しうる点で貴重である。

これらの検証は、考古学のみによるアプローチでは限界がある。今後は、古代史を中心とする文献史学、国文学、民俗学、宗教学等の関連諸学問を援用した多角的な調査研究の中で検証すべきである。こうした多角的、いうなれば学際的な調査研究の必要性を喚起し、その方法論を検討する意味においても、当遺跡の有する資料価値は大きいものがある。

注

(1)　民俗学的な立場から本格的に論じたものとしては
- 野本寛一『石の民俗』　雄山閣　1975

がある。

また、神道考古学、祭祀考古学の立場から全国的視野で考証した主な論考としては
- 大場磐雄『まつり～考古学がさぐる日本古代の祭～』　学生社　1967
- 大場磐雄『祭祀遺蹟～神道考古学の基礎的研究』　角川書店　1970
- 椙山林継「1　岩石と神まつり」『古墳時代の研究　3　生活と祭祀』　雄山閣　1991

などが、挙げられる。

また、県内の資料について考証したものには次のものがある。
- 前島己基「出雲における石信仰～特にその始原的な様相について～」『季刊文化財』第37号　島根県文化財愛護協会　1980
- 宮澤明久「出雲の石神」『古代の日本と渡来の文化』　学生社　1997
- 錦田剛志「日本古代における岩石と神まつり～『出雲国風土記』の事例を中心に～」『古代出雲の神話と伝承－天つ神と国つ神が織りなす古代東アジア世界－』環日本海北東アジアシリーズ報告書'96　環日本海松江国際交流会議　1997

(2)　イワクラ、イワサカ、イシガミの語義について厳密な整理は難しいが、主として祭祀考古学の諸成果に基づき次のように理解しておく。

【イワクラ】「特定の岩石を、神の御座として、神を迎えまつるもの」（注(1)椙山1991）「神の憑依する霊体」（注(1)大場1970）

【イワサカ】「複数というか、多量の岩石をもって構築された一定の領域をもつ」（注(1)椙山1991）

神祭りの「臨時的」（注(1)大場1970）一施設で、聖俗の境界的な意義も持ち合わせたもの。

【イシガミ】「石に神霊を止めている神」（加藤義成『出雲国風土記参究』）、石がすなわち神霊である。

(3)　島根県内では、宍道町石宮神社、三刀屋町飯石神社が著名である。

(4)
- 宗像神社復興期成会『沖ノ島』1958
- 同　『続沖ノ島』　1961
- 同　『宗像沖ノ島』　1979
- 小田富士雄編『古代を考える　沖ノ島と古代祭祀』　吉川弘文館　1988

等に詳しい。

(5)
- 大神神社『大神神社史』　1975
- 寺沢薫「三輪山の祭祀遺跡とそのマツリ」『大神と石上』　筑摩書房　1988

(6)
- 引佐町教育委員会『天白磐座遺跡《引佐町の古墳文化Ⅴ》』　1992

(7)
- 近藤正「島根県下の青銅器について」『島根県文化財調査報告』第2集　島根県教育委員会　1966
- 大社町史編集委員会『大社町史　上巻』　大社町

1991

(8)・大国晴雄、西尾克己「楯縫郡の神名樋とその祭祀」
『山陰史談』15　1979

(9)・島根県教育委員会「春日シヌン谷遺跡」
『北松江幹線新設工事・松江連絡線新設工事予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書』　1987年

(10)・前島己基「出雲における石信仰～特にその始原的な様相について～」『季刊文化財』第37号　島根県文化財愛護協会　1980

(11)・野本寛一『神々の風景～信仰環境論の試み』　白水社　1990

(12)　現代の神社（神道）祭祀の立場から女夫岩をめぐる基層信仰の問題を論じたものもある。
・錦田剛志「女夫岩の保存に思うこと」
『島根県神社庁報』第220号　島根県神社庁　1997

付　記

一般的に、明確な遺構遺物を伴わないいわゆる磐座（いわくら）や神籬（ひもろぎ）の祭場は、遺跡としては認知されない傾向にある。しかし、これらは古代の信仰や祭祀を検証するうえで不可欠の歴史史料といえる。この度の分布調査における女夫岩遺跡の発見、発掘調査による再評価、後述する保存に至る一連の経緯を振り返るとき、私たち文化財保護行政に携わる者は、日頃から地域の伝承や文献資料に精通し、傍証の揃うかぎりこれらを積極的に祭祀遺跡として認識し、文化財として次代に保護継承すべきであると認識を新たにした次第である。

お詫び並びに追記について

本書刊行後、先行研究業績への配慮を著しく欠いた記述内容があることが判明しました。

ここに、御迷惑をおかけしました当該論文の著者服部旦氏をはじめ、誤解を与えました読者の方々に深くお詫び申し上げ、下記のとおり追記させていただきます。

（平成12年９月）

追　記

１：12ページ左列から13ページ最終行にかけての「研究略史～諸説の主な流れ～」については、従来の研究史を網羅的に調査した服部旦氏の論稿

「『出雲国風土記』の数量表現の信憑性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察」
『古代文化研究』第２号（島根県古代文化センター）
1994（平成６）年

における研究業績を文責者が参考・引用して記述したものである。

記述に当たっては、服部氏の記述内容をもとに当方で研究史を年表化し、諸説に分類したうえで所見を加えたものであるが、文責者が注記をほどこさなかった。

２：本書刊行後、研究史（本書刊行時以前に限る）の整理上、看過できない以下の論稿が発表されていたにもかかわらず、文責者が調査を怠ったためにこれを落としていたので研究略史に追記する。

１９９７年：服部　旦
（平成九）「資料紹介『出雲国意宇郡宍道郷　佐雑村　大森神社　村社雑社旧摂末社　棟簡雑記』－八束郡宍道町「女夫岩遺跡」にふれつつ－」『大妻女子大学紀要－文系－』第29号

→宍道町大字佐々布鎮座の大森神社旧社家、宍道氏に伝わる文書等の資料紹介である。女夫岩に関して棟札の資料も分析の対象とする。その結果、女夫岩正面の平坦地には、「江戸時代から明治時代において、少なくとも『大森神社に所属した棟札を伴う社祠』は存在」せず、「神社」として宍道氏が扱った可能性も小さくなることを指摘。その点で、石宮神社説を補強している。また石宮神社の３石と女夫岩は、その自然景観とともに古代を体験し得る「デリケートな精神的有形文化財とも言うべきものと思う」として両者の文化財的価値を評価している。

１９９９年：服部　旦
（平成一一）「出雲国式内宍道神社（『風土記』宍道社）をめぐる社論（一）－三崎神社・大森神社を中心として－」『大妻女子大学紀要－文系－』第31号

１９９９年：服部　旦
（平成一一）「出雲国式内宍道神社（『風土記』宍道社）をめぐる社論（二）－三崎神社・大森神社を中心として－」『大妻国文』第30号

→『出雲国風土記』意宇郡宍道社の後裔を主張する三つの神社のうち、大森神社や三崎神社で作成された社論文書を取り上げて、その史料紹介とともに、両社の主張する根拠を検討し、論社の比定考証を行う。その際、明治３年における女夫岩信仰の実態を明らかにし、女夫岩を猪像石とみる信仰は大森神社の旧社家、宍道氏が幕末頃に造り出したものであることを論証。石宮神社説をさらに補強している。

付編　宍道・女夫岩遺跡とその保存

国家的プロジェクトによる開発事業の前に、貴重な遺跡を如何に後世に残していくかという議論は多くの困難を伴う。女夫岩遺跡は中国横断自動車道尾道松江線のルート上に存在し、本来なら調査後、記録保存という名目での撤去を余儀なくされていたが、幸い住民、行政、専門家による強い働きかけと事業者の理解・協力によって現地現状による保存が確定した希有の例としても知られている。ここでは、その保存と整備の経緯を行政の立場からまとめてみたい。

1．保存に至る経緯

(1)　女夫岩遺跡の再発見

宍道・女夫岩遺跡に所在する2つの巨石は古くから「女夫岩（みょうといわ・めおといわ」或いは「宍岩（ししいわ)」と呼ばれ、また、巨石の麓にある堤は「女夫岩の堤」と呼ばれ、在住の人々にとってはよく知られた場所であった。ことに、二つの巨石は『出雲国風土記』記載の「猪像」とする説も根強く、信仰の対象ともなっていた。

しかし、昭和38年に発刊された『宍道町誌』で故加藤義成氏により「猪像＝石宮神社の大石」と比定されたことや、女夫岩を『風土記』の記述になぞらえ熱心にお祀りしていた大森神社宮司宍道氏の宍道転出に伴い、住民の記憶から徐々に忘れられた存在となっていた。

その女夫岩の存在が再認識されたのは平成6年の大妻女子大教授服部旦氏による指摘(1)によってであった。皮肉にも平成6年初旬に日本道路公団より女夫岩の直下を通る中国横断自動車道尾道松江線のルート図が教育委員会サイドに示され、同年3月に埋蔵文化財分布調査が島根県教育委員会と宍道町教育委員会によっておこなわれた折に、改めて遺跡に対する認識が行政上の課題となったのである。

(2)　行政の取り組み

分布調査の結果を受け、県教育委員会及び町教育委員会は、当遺跡が貴重な文化財であるものと判断し、高速道路建設の実施主体である日本道路公団をはじめとする関係諸機関と現地現状保存を前提に、3か年にわたる協議を重ねることになった。

町教育委員会では平成7年11月に町文化財調査委員会に遺跡取扱についての諮問をおこない、現地現状での保存を望むとの答申（資料1）を受けたことにより、平成8年2月に日本道路公団に対し、遺跡保存の要望書を提出している。

平成9年1月、宍道町が県教委に対し、遺跡の県指定申請書を提出したが、これに基づき同年3月、県教委が県文化財保護審議委員会に遺跡の県指定を諮問し、県指定とする旨の答申を得るに至ったのである。

(3)　住民団体による保存運動の高まりと遺跡の保存

行政による保存協議が進む中、土地所有者である大森神社（宮司秦忠男)、神社総代会をはじめ地元住民、考古学の学術団体等が、それぞれの視点で遺跡の重要性を訴え、関係者へ現状保存を要望している。こうした保存を求める一連の動きは、新聞をはじめ各種報道機関によって、積極的に取り上げられ、地元の宍道町はもとより県内外の人々に広く知られるところとなった。

とりわけ、宍道町の歴史顕彰グループである「宍道ふるさと伝承の会（坪内権吉会長ほか12名)」による保存運動はめざましく(2)、県教育委員会主催の講演会(3)等に触発されて以来、現地見学会や署名運動、保存陳情、シンポジウムの開催(4)等に取り組

み、宍道町あげての遺跡保存への要望の原動力となった。署名はほぼ2週間で宍道町民を中心に約千五百名分が集まり、宍道町長、町議会、県教育委員会、日本道路公団に提出されている。

平成9年3月、日本道路公団は遺跡の県指定が確定したことにより、高速道路を工法変更することによって遺跡を現地現状で保存する旨を発表するに至った。

以下、平成6年以降の主な経緯を列挙しておく。

平成6年

3月13日　県、町教育委員会が日本道路公団の依頼による分布調査において女夫岩遺跡をルート上で再確認。

8月1日　県教委が道路公団に分布調査の結果を回答。併せて遺跡の現地現状保存を要望。

平成7年

5月20日　県、町教委より宍道町に対し、遺跡の学術的性格を説明。

11月20日　県教委より町教委に対し道路公団との協議の状況を説明。

11月24日　大森神社総代12名（宮廻清吉代表）が日本道路公団に対して現状保存を求める要望書を提出。（同要望書写しを県教委、宍道町に送付）

11月29日　女夫岩遺跡の取り扱いについて町教育委員会より町文化財調査委員の会に諮問。

平成8年

1月8日　宍道町議会全員協議会で教育長より経過説明。

1月16日　大森神社代表役員宮司　秦忠男氏が道路公団広島建設局長に対して現状保存を求める要望書を提出。（同要望書写しを県教委、町教委に送付）

1月19日　山陰中央新報で報道。（資料3）

1月25日　町文化財調査委員の会より諮問に基づき、町教委に遺跡を現在位置で保存すべきとの旨を答申。（資料1）

1月26日　島根県神社庁が道路公団広島建設局長に対し、遺跡の現状保存を求める要望書を提出。（同要望書写しを県教委、町教委に送付）

2月19日　神社新報で報道。

2月20日　朝日新聞東京版夕刊で報道。

2月20日　宍道町教育委員会で町文化財調査委員の会の答申をもとに遺跡の取り扱いについて審議。答申の趣旨に基づき、道路公団広島建設局長に対し、遺跡の現地での保存を要望。

3月18日　県教委が文化財保護審議会を開催。

3月20日　蒐古館にて県埋蔵文化財調査センター講演会開催。関和彦氏「女夫岩＝猪石、石宮神社＝犬石」説を紹介。

3月27日　山陰中央新報で関和彦氏が「女夫岩＝猪石」説を紹介し、遺跡の保存を求める。

4月7日　宍道ふるさと伝承の会、遺跡見学会を開催。

4月10日　山陰中央新報で宍道ふるさと伝承の会主催の見学会を報道。

4月22日　山陰中央新報、一面で遺跡の保存を主張。（資料4）

4月23日　神社の杜の保存を朝日新聞（東京版・夕刊）が訴え、環境庁長官の知るところとなる。（資料5）

4月24日　宍道町議会教育厚生委員会、現地視察。

4月26日～5月14日　宍道ふるさと伝承の会による署名活動。

5月2日　建設省道路環境課長、高速国道課長が歴史的環境を保存する見地から女夫岩遺跡の現状保存を求めた環境庁長官に対し、「建設省として女夫岩遺跡を保存する方向を固めた」判断を説明。（山陰中央新報の報道より）

5月3日　朝日新聞で遺跡保存を求めた環境庁長官に対し、建設省高速国道課長が保存方法の一つとしてトンネル工法を説明したと報道。（資料6）

5月3日　山陰中央新報で、建設省が女夫岩遺跡を保存する方向を固めた旨を報道。（資料7）

5月8日　宍道町議会全員協議会において教育長より経過説明。

5月14日　宍道ふるさと伝承の会が約1500人の遺跡の保存を求める要望書を道路公団に提出。また、遺跡の保存要望書を宍道町長、宍道町議会、県教委に提出。

5月15日　山陰中央新報で報道。（資料8）

5月15日　朝日新聞で報道。

5月30日　宍道町文化財調査委員の会において町指定文化財候補について検討。

6月1日　山陰中央新報で報道。

6月8日　社会新報で報道。女夫岩遺跡を守る会結成。

6月22日　女夫岩遺跡を守る会主催の遺跡見学会開催。

6月23日　山陰中央新報、読売、毎日、島根日日で報道。

6月30日　第2回女夫岩遺跡を守る会。

7月2日　女夫岩遺跡発掘調査開始。（県、町教育委員会）

7月4日　宍道町議会教育厚生委員会、女夫岩遺跡の学習会開催。

7月9日　女夫岩遺跡シンポジュウム実行委員会打合せ。（第1回）委員長を木幡修介氏に選任。
8月3日　山陰中央新報で女夫岩遺跡の発掘調査成果を報道。
8月4日　「女夫岩遺跡シンポジュウム」開催。
8月5日　山陰中央新報でシンポジュウムについて報道。県、町教委、発掘成果を記者発表。
8月6日　中国、島根日日、朝日、山陰中央新報で報道。
8月7日　宍道ふるさと伝承の会が岩垂環境長官に保存要望書を提出。
8月22日　伝承の会より道路公団、県教委に対し遺跡保存を再要望。
8月27日　町議会教育厚生委員会、女夫岩遺跡の保存要望書について審議。委員会における採択を議決。
9月20日　宍道町議会で女夫岩遺跡の保存要望書を採択。
10月20日　衆議院選挙。
10月24日　加茂岩倉遺跡の発見。
12月20日　町教委により遺跡の県指定申請のための用地測量開始。
平成9年
1月23日　宍道町より女夫岩遺跡の県指定申請書提出。
3月16日　島根県教育委員会より島根県文化財保護審議会に対し、女夫岩遺跡の県指定を諮問。（資料2）審議会より史跡指定とするとの旨の答申を得る。日本道路公団は女夫岩遺跡の現地保存を発表。（資料9・10）
3月28日　女夫岩遺跡の県指定が県報告示される。

2．女夫岩遺跡整備検討委員会の設置と遺跡整備

(1)　遺跡整備検討委員会

遺跡の保存を受けて、平成9年4月に「宍道・女夫岩遺跡整備検討委員会（委員長 木幡修介氏、副委員長 椙山林継氏他7名）」が設置され、①女夫岩遺跡と周辺遺跡の整備②周辺文化財の整備③拠点文化施設の整備について3回に亘って検討がなされた。検討内容は同年12月に報告された「宍道・女夫岩遺跡整備構想」[(5)]にまとめられている。

(2)　遺跡の整備

宍道町では、平成8年度に遺跡県指定に先立ち用地測量をおこない、平成9年度には県史跡指定地内の用地買収をおこなっている。また、道路公団の求めに応じ、女夫岩の根入の深さを測る地質調査をおこなうとともに、「整備構想」に基づき、遺跡の整備と散策路設置のための「実施設計」をおこなっている。

平成11年度には「実施設計」に基づき、散策路を設置し、遺跡の整備を図る。遺跡の用地買収、散策路等の遺跡整備にあたり「地域文化財保全事業（自治省）」の指定を受けている。

注

(1)　服部旦「『出雲国風土記』の数量表現の信憑性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察」『古代文化研究』第2号 島根県古代文化センター 1994
(2)　「女夫岩遺跡の保存運動」『伝承ししぢの里』ふるさと宍道伝承の会 1997
(3)　関和彦「宍道郷と犬石・猪石」『大社文化事業団叢書2　古代出雲世界の思想と実像』大社文化事業団 1997
(4)　女夫岩遺跡シンポジウム実行委員会「女夫岩遺跡を考える」『宍道町ふるさと文庫11』宍道町教育委員会 1996
(5)　「宍道・女夫岩遺跡整備構想」宍道・女夫岩遺跡整備検討委員会 1997

本稿は錦田剛志（島根県教育委員会）、稲田信（宍道町教育委員会）、木下誠（宍道町教育委員会）が協議のうえ、執筆・編集にあたったものである。

宍道町教育委員会教育長　山本勝一　様

宍道町文化財調査委員の会
代表　小豆澤　良　久
百合澤　　喬
遠　藤　春　夫
石　富　寅　芳
狩　野　道　彦
蓮　岡　法　暲

答　　申　　書

宍道町白石にある「夫婦岩（また宍岩）遺跡」は、中国横断自動車道尾道松江線の予定地となっている。右の遺跡は次の理由により現状のまま現在位置において保存を図っていただきたい。

右の理由

一、夫婦岩は、町名起源の対象となっている遺跡である。町名起源の対象物はこの夫婦岩遺跡の他に石宮神社区域との比定論もあるが、出雲国風土記の記述については未だ解明されていない部分も残る。（出雲国庁跡でさえ、三転している先例をもっている。）したがって当遺跡も町名起源の対象物であることは十分想定される。

二、当遺跡地の地名に「シシイワ」をのこし、奈良時代に残された神話記録と現存遺跡とが符合する状況は全国的にみても極めて稀な事例である。

三、宍道町大森神社の社有地となっていることからも解るとおり長い歳月にわたって信仰の対象となってきた経緯をもっている。これにより古代祭祀遺跡とみられ日本人の自然観が実地に即して知られる典型の一つである。

四、高規格道の建設を著しく妨げるような保存ならば検討も要するが、当遺跡の場合、比較的標高があるので、現状保存を図りながら問題解決が可能であると推量される。（例えば隧道工法の採用など。）

五、近年地域開発が進み、それに伴う文化遺産の保全につき、国自体が事前調査を義務づけるなど精神活動の遺産が重要視されている状況にある。

宍道町では「湖と歴史に学ぶまち」をメインテーマとしてまちづくりに取り組んでいる。また、地域住民の願望としても宍道町のシンボルを遺したいとの声をあげている。

以上の理由から町民の文化意識を問われる事例の一つと判断し、主文の旨を実現していただくようお願いしたい。

以上答申する。

平成八年一月二十五日

資料１　宍道町文化財調査委員の会から宍道町教育委員会に提出された答申書

島根県指定文化財の指定

1．名　　称　女夫岩遺跡（めおといわいせき）

2．所 在 地　八束郡宍道町大字白石3,312-1　伊原ヨシ子（八束郡宍道町大字白石1,825-1）
及び所有者　3,313　藤井虎之助（簸川郡大社町杵築東129）
3,313-1　大森神社　（八束郡宍道町大字宍道1,693-2）
3,314　渡部芳夫　（八束郡宍道町大字佐々布568）
3,324-1　庄司圭吉　（八束郡宍道町大字佐々布368）
3,315　坂口増造　（八束郡宍道町大字昭和54）
3,364-1　永瀬成信　（八束郡宍道町大字佐々布119-1）

3．指定範囲　別添資料のとおり（面積12,702.46㎡）（省略）

4．概　　要

女夫岩遺跡は宍道湖の南約1.5キロの佐々布川流域の水田地帯を望む標高約50ｍの丘陵斜面に位置する。近くには水溜古墳群や「出雲国風土記」記載の佐為神社がある。

遺跡の中心には地元で「女夫岩さん」や「宍岩さん」と呼ばれる巨石２個（北側の石：長さ９ｍ、幅2.5ｍ、高さ４ｍ以上　南側の石：長さ６ｍ、幅３ｍ、高さ4.5ｍ以上）が露出しており、その下方にはテラスと石積みをもつ幅15ｍ、長さ８ｍの平坦地が認められる。

平成８年７月に、島根県教育委員会と宍道町教育委員会とにより遺跡内の部分的な発掘調査を実施した。その結果、女夫岩の西方斜面から祭祀に使用されたと考えられる古墳時代中期・後期の土師器（高杯、鉢など）や須恵器（小型壺、甕など）が発見された。また、周辺の丘陵斜面や夫婦岩溜池付近からも古墳時代後期の須恵器片多数が出土している。周囲の地形状況からすると住居跡や古墳に伴うものとは考えられない。これらのことから、女夫岩遺跡は古墳時代中期に遡る巨石に関わる祭祀遺跡と考えることができた。なお、石積みや平坦面の造成は、遺物の中に近世以降の祭祀にかかる陶磁器も含まれていたので、江戸時代であることも知られた。

一方、「出雲国風土記」意宇郡宍道郷の地名起源の記載は次のとおりである。

宍道郷。郡家の正西三十七里なり。所造天下大神命の追ひ給ひし猪の像、南の山に二つあり。一つは長さ二丈七尺、高さ一丈、周り五丈七尺。一つは長さ二丈五尺、高さ八尺、周り四丈一尺。猪を追ひし犬の像、長さ一丈、高さ四尺、周り一丈九尺。其の形石となりて、猪と犬と異なることなし。今に至りても猶あり。故、宍道と云ふ。

このため、女夫岩の巨石は所造天下大神命（オオクニヌシノミコト）が追った「猪像」に比定することが可能であり、また、「犬の像」は石宮神社の御神体の石との説もある。「出雲国風土記」に記載された伝承と現存する遺跡との関わりを知る資料といえる。

5．提案理由

(1)　女夫岩遺跡は全国的にも類例が少ない古墳時代中期（５世紀頃）に遡る巨石に関わる祭祀遺跡であり、古代の信仰や祭祀形態を知るうえで重要である。

(2)　女夫岩は『出雲国風土記』の宍道郷条に記載された猪像に比定されると考えられ、『風土記』の伝承と現存する遺跡との関わりを知る貴重な資料といえる。

(3)　出雲地方における、古代以来の巨石を対象とした信仰、祭祀儀礼を現代に伝え、神社の成立過程を解明する事例としても価値が高く、日本人の基層的な信仰形態や宗教観をうかがう上で重要である。

〈参考文献〉

加藤　義成「修訂出雲国風土記参究」1987
服部　旦「「出雲国風土記」の数量表現の信性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察」『古代文化研究』２　1994
森田喜久男「猪と犬のゆくえ」『しまねの古代文化』３　1996

資料２　島根県文化財保護審議会における指定事由書

「夫婦岩」現状保存を

中国横断道予定地内　住民が公団に陳情

宍　道

宍道町白石の遺跡・夫婦(めおと)岩が、中国横断自動車道松江尾道線の建設予定地内にあることが分かり、地元住民が日本道路公団に現状保存を求めて陳情した。夫婦岩は出雲国風土記に記述がある遺跡の可能性が高いため、保存を求める県文化財課と公団との協議が続いている。

遺跡は大森神社所有の山林にある二つの巨岩。戦前までは祭事があり、現在も少人数の参拝者があるが、一般には知られていない。出雲国風土記では、宍道郷(しじのさと)の名は、大国主命に狩りで追いかけられた猪(いのしし)が通った道であることに由来し、その猪の形をした二つの石が南の山にあると記されている。県文化財課によると、夫婦岩が猪の石である可能性が高いという。

保存を求めているのは大森神社総代会(宮廻清吉代表、十二人)。松江尾道線のうち三刀屋町から松江市までを担当する同公団松江工事事務所に対し陳情書を提出。高速交通網の整備については理解を示しながらも、▽古くから信仰の地になっている▽町名の由来となった可能性があり、遺跡としてさらに調査研究されるべき—として、現地現状での保存を訴えている。

県文化財課も、町名のルーツが風土記にさかのぼり、それに合致する遺跡が実在するのは、全国の市町村のうち宍道町が唯一、として現状保存を要望している。

これに対し、松江工事事務所の荒瀬義幸副所長は「移築によって保存する方法もあるが、現状で保存するには山林にトンネルを掘る方法が考えられる。しかし、工費が増大するため、難しい」と説明。現在も遺跡の取り扱いをめぐり、公団と文化財課の協議が続いている。

松江尾道線は十年代中ごろの供用開始を目指しており、宍道町内では設計協議が始まっている。

地元住民が現状保存を求めている夫婦岩=宍道町白石

資料3　大森神社総代会より保存要望が日本道路公団へ提出されたことを伝える山陰中央新報記事（平成8年1月19日）

神社は「森」を守れるか

山形と島根で高速道建設に抵抗

高速道路の建設が日本海側などへ進むにつれ、農山村部にある神社の森や岩など、「神域」が脅かされている。自然と静寂が欠かせない信仰だけに、神社本庁も「鎮守の森を守ろう」と呼びかけているが、保守的な体質もあり、どこまで抵抗できるか、心もとない面もある。島根県と山形県で起きた、最近の事例を調べてみた。

こころ

古代祭祀跡といわれる「夫婦岩」。御幣のすぐ前に赤ペンキの真新しい測量用くいが打たれていた=島根県宍道町白石で

島根県八束郡宍道町の大森神社に伝わる磐座(いわくら)の「夫婦岩(めおといわ)」は、中国横断自動車道尾道松江線の予定地になった。小高い山林を登ると、巨岩が二つ並び、御幣の前には測量用くいが打たれていた。管理する氷川神社祢宜(ねぎ)の秦武男さんは「古代からの祭祀(さいし)跡なのに」と嘆いた。

『出雲国風土記』には、地名「宍道」の由来となる、大国主命(おおくにぬしのみこと)が追いかけたイノシシが岩になったとの伝承があり、この岩とも推定されている。計画が明らかになった一九九四年から氏子総代会、宮司、県神社庁の名で路線変更の要望書が次々と日本道路公団に出された。県や町の教育委員会も協力して歴史学者の参加する討論会も開かれた。いまのところ計画変更の動きはなく、にらみ合いの状態だ。

山形県西村山郡西川町の獅子ケ口諏訪神社では、本殿と奥の院の間を東北横断自動車道酒田線が高架で横切ることになった。寒河江川を臨む急斜面に茂る木々には、橋脚建設で切り倒すために赤や青のテープが巻いてあった。

宮司の新宮寛司さんは「数十㍍動かすだけで守られるのに」と悔しがった。

奈良時代に始まり、元禄年間からは獅子ケ口明神として親しまれてきた。神社所有の土地に建つ本殿と、宮司家の土地にある参道・奥の院と、第三者の土地にある林とが、一体となって「鎮守の森」を形づくっている。高速道は私有地部分を通るが、本殿のすぐ後ろに迫るはずだ。「奥宮に連なる神域にふさわしい宗教性を抹殺する」と薗田稔京都大学教授（宗教哲学、秩父神社宮司）は昨秋、道路公団に路線変更の所見を提出している。

「公共」に弱い体質も

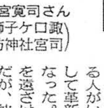

新宮寛司さん（獅子ケ口諏訪神社宮司）

計画を知った新宮さんは九一年夏、弁護士会の人権相談に訴えた。二万七千人の署名を集め、県と道路公団に路線の変更を申し入れる。「しかし、国も県も町も、あらゆる手段で攻めてきた」という。建設大臣にも陳情したが、県の仲介を受け入れる形で今年三月に「路線を六㍍ずらし、本殿は移転する」との条件で同意書調印に追い込まれた。

高度成長時代、神社や寺院の境内、信仰の山や森は各地で壊された。東海道新幹線の予定地とされた岐阜県南宮大社の宮司が「境内にかかるなら、その線路で死ぬ」と抵抗し、路線を変えさせた逸話もあるが、環境保護の意識はまだ弱く、泣き寝入りが多かった。

最近は高速道路網の整備が進み、問題は自然の豊かな日本海側などにも移りつつある。神社本庁評議員会は九一年に「自然環境を守る運動に神道の持つ特性を明らかにし、運動を具体的かつ強力に展開する」と決議し、機関紙に啓発記事を繰り返し掲載してきた。

島根県大森神社の場合は文化財保護の側面もあり、宗教を超えた広がりになった。「信仰の対象である岩が危ない、と氏子たちがまず動いた。そこで、私たちも『トンネルを掘るなど、ほかに方法はあるはず』と動き出した」と県神社庁の遠藤春夫理事はいう。

一方の獅子ケ口諏訪神社は、各地から参拝の信徒で成り立っており、氏子組織はない。文化財保護の側面も強くはなく、あくまでも信仰の場を守る運動だった。神道、仏教、キリスト教を含む、県内の宗教家二百十二人の署名も県当局に提出したが、肝心の県内の神社界の反応が鈍かった。

山形県神社庁は「当該部分が神社の土地でなく、乗り出す理由がない」という姿勢だった。署名運動に協力を求められたトップも「公共の福祉を無視してまで絶対に譲れないというのはいかがなものか」と断りの手紙を送っている。

新宮さんは「助けてくれる人がいないので、結果として革新勢力に頼ることになった。そのことも神社人を遠ざけた一因でしょう。だが、彼らは最初から消極的だったのです。体質的に保守であり、お上の意向に弱すぎると改めて感じました」と残念がっている。

九四年秋に神社本庁などが伊勢で開いた「千年の森シンポジウム」で推進役もつとめた薗田教授は、保守的な体質があることを認めた上でこう話していた。

「神社信仰というのは、個人よりも公共のため、共同体のため、が基礎になっている。だから『公共のために道路を造るから』と逆手を取られると、とかく弱いものです。しかし、これからは、当事者だけの利害問題としてでなく、国民全体や次世代のことも含め、文化的側面からも『公共』を考えるべきでしょう」

（菅原　伸郎）

資料5　神社の「森」の保存を訴える朝日新聞東京版〔夕刊〕記事（平成8年4月23日）

☆ 総合 明治34年11月5日第3種郵便物認可 山陰

ズームアップ さんいん

横断道建設と宍道・夫婦岩

風土記の舞台 保存の価値

「青銅器」出土の可能性も

「出雲国風土記」に登場し、島根県宍道町の地名の起源となった猪（しし）石ではないか、と注目されている同町白石の夫婦岩が保存問題で揺れている。中国横断道尾道―松江線の予定ルート上にあるため、保存を求める島根県教委と日本道路公団が取り扱いを協議中だ。この巨岩は、風土記の世界にとどまらず、荒神谷遺跡（島根県斐川町）と同様に弥生時代の青銅器が出土する可能性さえ秘めている。

（松江本社・引野道生記者）

島根中央家畜市場の北西側の山道に分け入った。標高五〇㍍の山頂付近の北側に回ると、高さ約四㍍、奥行き約十㍍の巨岩が二つ並んでいる。コケに覆われているが、白い岩肌が所々露出し、岩の下には石垣が築かれている。周りは、うっそうとした森。斜面の下には池があり、古くからの信仰の対象にふさわしい雰囲気を漂わせている。

島根県埋蔵文化財調査センターは、同路線のルート決定に伴い一昨年、遺跡の分布調査を実施。その結果、夫婦岩の存在がクローズアップされたが、今回の保存問題が起きた背景には、出雲国風土記をめぐる学説論争があった。

七三三年に編さんされた出雲国風土記には、大国主命（おおくにぬしのみこと）が犬を使ってイノシシ狩りをしていたところ、犬とイノシシが石に姿を変えた神話が記されている。

地名の起源をめぐって焦点となる猪石については、江戸後期から第二次大戦前まで、地元では夫婦岩を猪石とする説が有力だった。その後、風土記研究の第一人者の故加藤義成氏が、猪石は石宮神社（同町白石）の岩とする説を採ったため、夫婦岩説は忘れられた。

しかし、今春、現地を訪れた風土記研究者の関和彦・共立女子第二高校教諭（東京都八王子市）は、夫婦岩説を支持。石宮神社の岩は風土記の記述と異なり、平野にある点を挙げ、夫婦岩の白い岩が「宍道」と「猪」に二つあり、このイノシシが通った道という意味で「宍道」（ししち）という地名が付いた、とも紹介されている。

夫婦岩一帯の山林を所有する大森神社の総代会（宮廻清吉代表）は、現状保存を道路公団に要望。地名の起源と風土記と遺跡が結び付くのは、全国約三千自治体の中で唯一、宍道町だけであるため、同町教委も保存要望書を提出。「宍道ふるさと伝承の会」（坪内権吉会長）が四月七日に急きょ現地見学会を開催した。

だが、風土記や宗教、民俗学以外の面で、夫婦岩が気になるのは、巨岩と弥生青銅器の関係からだ。

こうした事実を踏まえて、地元の考古学研究者の間では、ひそかに、出土地不明の木幡家銅鐸が夫婦岩もに「白石」の地名起源になった、という説を披露した。

夫婦岩は、天から神が降りる神聖な磐座（いわくら）として信仰の対象にされてきた。イノシシが石になった、という風土記の神話は、イノシシに象徴される狩猟民が弥生時代、日本に渡ってきた農耕民族に征服された事実を反映する、との学説がある。青銅器は稲作の民の祭りの道具として使われた。

島根県は「古代文化の里・出雲」の整備構想を策定中であり、県文化財課の勝部昭課長は「現状保存できる方法を取っていただくよう、公団に要請していきたい」と、容易に譲れない構えを示す。

対する道路公団松江工事事務所の荒瀬義幸副所長は、国指定級の重要遺跡でなければ保存は難しい、との姿勢。夫婦岩の東側四・六㌔では今春、用地買収を終え、地元と設計協議を始めた。荒瀬副所長は「保存するには下にトンネルを通すしかないが、工法を変更すると、工費がかなり大きくなる。祖先も大事だが、高速道路は、全国の高速道路料金をプールして建設されている。仮に夫婦岩で工法を変更すれば、増加する建設費は全国の料金にはね返ることになる。

しかし、完全な風土記が残り、風土記を取り巻く歴史的環境の多くを今に伝えるのは全国で島根だけ。地元県民としては、青銅器出土の可能性も含めれば、夫婦岩の保存がもたらす工費増は国民全体でまかなう価値がある、と主張してもいいだろう。

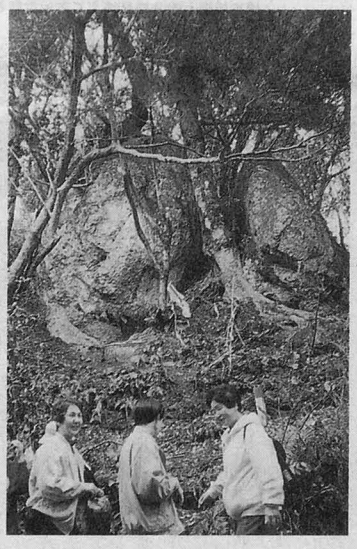

保存問題に伴い急きょ開かれた「宍道ふるさと伝承の会」による夫婦岩の現地見学会＝島根県宍道町白石

資料４　女夫岩遺跡の保存を一面で訴える山陰中央新報記事（平成８年４月22日）

「夫婦岩」保存へトンネル案

「出雲国風土記」に登場

建設省

環境庁長官に説明

「県や専門家と協議中」

「出雲国風土記」に登場する八束郡宍道町の巨石「夫婦岩（めおといわ）」が、中国横断道尾道松江線の建設予定地にかかることから、保存を求める動きがあったが、建設省はこの夫婦岩の下にトンネルを通して保存する案を、岩垂寿喜男・環境庁長官に示していたことが二日、明らかになった。

保存のため高速道路のトンネル化が検討されている夫婦岩＝八束郡宍道町で

夫婦岩は、「出雲国風土記」で「宍道湖」などの地名の起源となった猪岩（しいわ）とする説がある。保存をめぐって、一昨年に県教委が埋蔵文化財分布調査をし、「猪岩が夫婦岩を指す可能性が高い」と結論づけた。夫婦岩を祭っている大森神社の関係者が、現状保存を日本道路公団に要望、現在、県と公団で保存するかどうかを協議している。

四月末、岩垂長官が建設省に、夫婦岩を含む同神社周辺の森を「貴重な緑だ」として保存を求めた。これに対し、建設省高速国道課が、保存方法のひとつとして同長官にトンネル案を説明した。

同横断道は現在、松江―三刀屋間で地権者ら地元との間で設計協議が終わり、夫婦岩付近は切り通し方式で建設される。しかし、夫婦岩を含む約百五十㍍の部分は、保存問題が決着していないため、道路の構造や工法はまだ決まっていない。建設省高速国道課によると、トンネル案だと切り通し方式より約十億円の負担増になるという。

日本道路公団松江工事事務所は「夫婦岩を保存するかどうかは、歴史的な重要度にかかっている。県や専門家などとトンネルによる保存も含めて協議している」と話している。

（上）資料6　女夫岩遺跡保存の契機となった建設省の見解を伝える朝日新聞記事（平成8年5月3日）

（下左）資料7　女夫岩遺跡に対する建設省の見解を伝える山陰中央新報記事（平成8年5月3日）

（下右）資料8　宍道ふるさと伝承の会の保存要望書提出を伝える山陰中央新報記事（平成8年5月15日）

宍道の夫婦岩 保存へ

岩垂環境庁長官が要請

建設省が公団と協議

中国横断道尾道―松江線の予定ルート上にあり、貴重な文化財として保存運動が起きている島根県宍道町白石の夫婦岩について、岩垂寿喜男環境庁長官（社民）は、歴史的環境を保全する見地から現状保存を建設省に要請。これに対し、建設省は二日、地元などの意向を配慮し、夫婦岩を保存する方針を固め、事業主体者である日本道路公団と協議している事実を明らかにした。

夫婦岩は、同路線のルート決定に伴い一昨年、県埋蔵文化財調査センターが実施した遺跡の分布調査で存在がクローズアップされた。古代史研究者は、夫婦岩が出雲国風土記に登場し、宍道町の地名の起源となった猪（しし）石である可能性を指摘。一帯の山林を所有する大森神社の総代会（宮廻清吉代表）も、古くから信仰の対象であったことから公団に保存を要望。地名の起源と風土記と遺跡が結び付くのは、全国の自治体でも唯一、宍道町だけであるため、保存を求める県教委と公団で取り扱いを協議している。

岩垂長官は、山陰中央新報社の報道などから、横断道の建設に伴い夫婦岩の歴史的環境が破壊されることを懸念。東京・霞が関の環境庁長官室に、公団の監督官庁である建設省の大石久和道路環境課長と菊地賢三高速国道課長を招き、事実関係などをただした。

これに対し、大石課長らは建設省として夫婦岩を保存する方向を固めた判断を説明。従来計画のオープンカットから、山の下に特殊な工法でトンネルを掘るパイプルーフ工法などへの変更を公団と協議していることを明らかにした。

大石課長は、山陰中央新報社の取材に対して「具体的な構造は、既に施工している公団が判断すること」としながらも「当初の工費より十数億円程度高くなるが、われわれの判断として実質的に夫婦岩を保存する方向を決めた。（建設省、公団とも）従来に増して、地元の希望をできるだけ尊重し、地域の昔からの財産を大切にせねばならない、と考えている」と話した。

夫婦岩保存訴え要望書

伝承の会が道路公団に

1515人の署名手渡す

中国横断道尾道―松江線の建設ルートにかかっている八束郡宍道町白石の「夫婦岩（めおといわ）」を守ろうと、町の歴史を研究する「宍道ふるさと伝承の会」（坪内権吉代表、十二人）は十四日、松江市灘町の日本道路公団松江工事事務所を訪れ、夫婦岩の保存を求める要望書と保存に賛同する一千五百十五人分の署名を手渡した。また、同日、県教委文化財課を訪れ、県教育長あての要望署を渡した。

署名は四月二十九日から五月七日にかけて集めた。要望書では、夫婦岩は「出雲国風土記」に登場する猪岩（ししいわ）の可能性が高く、夫婦岩周辺は宍道町の名前の由来の土地でもあり、宍道町民にとっての心のふるさとだとして保存を求めている。松江工事事務所の荒瀬義幸副所長は、「文化財指定がある場所については残すことにしている。文化的な重要性について、県の文化財課と十分協議していきたい」と答えた。

夫婦岩をめぐっては、四月末、岩垂寿喜男・環境庁長官が建設省に、夫婦岩を祭る大森神社周辺の森を保存するよう求めていた。現在、県や県教委の担当者が参加する埋蔵文化財調査連絡会（十四人）が、夫婦岩の文化的価値について調査を進めている。

荒瀬副所長は「工事はまだ、一部の用地買収が始まったばかり。時間的余裕はある。夫婦岩については慎重に検討していきたい」と話した。

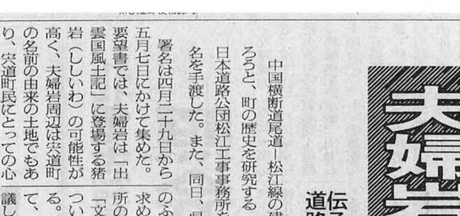

県教委文化財課に夫婦岩保存を要望する「宍道ふるさと伝承の会」の会員ら＝松江市の県教委で

女夫岩遺跡 島根県指定文化財に

トンネル工法で保存

道路公団いきな計らい

中国横断道ルート上

島根県文化財保護審議会（平野邦雄会長）は十七日、八束郡宍道町白石の「女夫岩」（めおといわ）遺跡を、県指定文化財に指定することを決め、島根県教委に答申した。女夫岩遺跡は中国横断道尾道松江線のルート上にあるため、日本道路公団は付近をトンネルに変更し、遺跡を守ることを決めた。

女夫岩遺跡は宍道湖の南約一・五㌔の丘陵斜面にある。八世紀に書かれた「出雲国風土記」には、大国主命（おおくにぬしのみこと）が追いかけた二頭のイノシシが岩に姿を変え、このイノシシが通った道という意味で「宍道（ししじ）」という地名がついた、という説が残っている。

三年前、県教委は女夫岩を調査し「出雲国風土記」の伝承と現存する遺跡のかかわりを知る貴重な資料であるとして、遺跡とその周辺約一万二千七百平方㍍を県指定文化財にするよう提案していた。

これを受けて、日本道路公団松江工事事務所は「遺跡は国指定史跡と比べても遜色（そんしょく）ない」として、山を切り開くオープンカット工法からトンネルに変更する。延長は約百四十㍍で、トンネル上部から岩までは約十㍍あるため、保存には問題ないという。工事費は約十億円増えると見込まれている。同事務所は「開通に遅れがでないよう努力する」と話した。

このほか、同審議会は一七八三年に商家として建てられた安来市安来町の並河（なびか）家住宅と、純和風の近代建築である簸川郡大社町北荒木の旧国鉄大社駅と駅構内の二件も県指定文化財に指定することを決めた。

一方、江津市都野津町、柿本神社にある柿本人麿由来の「都野津の人麿の松」と、同市川平町の樹齢約三百年の「山本の紅梅」は、枯死したために指定を解除される。

資料９　女夫岩遺跡の県指定を伝える朝日新聞記事（平成９年３月18日）

中央新報　（第3種郵便物認可）

女夫岩（宍道）を現状保存

高速道の設計変更　町民らの運動実る

「出雲国風土記に記載された古代祭祀（し）遺跡」として注目され、開発か保存かの二者択一を迫られていた島根県宍道町の女夫（めおと）岩が、現状保存されることになった。中国横断道のルート上に位置する遺跡を、同県教委が十七日に史跡指定し、日本道路公団が道路設計を変更する方向で決着した。行政を動かした背景には、地元宍道町を中心に盛り上がった保存運動があり、その声は全国へと広がっていた。

中国横断道尾道・松江線は、総延長百三十五㌔のうち一〇・六㌔が宍道町内を通過。当初、女夫岩を貫くとから、町民有志が保存運動に立ち上がった。

昨年三月、十二人で発足した「宍道ふるさと伝承の会（坪内権吉会長）」は、現地視察や陳情活動を展開。やがて町商工会や町観光協会、町婦人会なども活動の輪に加わる一方、全国各地の考古学者やファンがこれを後押しするなど、保存要望署名は二千人を数えた。

昨年夏の現地調査では、祭りの道具に使用されたとみられる古墳時代の須恵器や土器、高坏（つき）が出土。伝承による「祭祀遺跡」が考古学的にも実証され、県内外の学者から「内容的には国指定に価する史跡」とのお墨付きを得た。

こうした動きに対し、建設主体の日本道路公団は「国指定に準ずる形で保存」との方針を決定。遺跡上の百四十㍍区間をトンネル工法（幅員九・五㍍）に設計変更することを決めた。公団側は、トンネル建設に伴う事業費の増加分を十億円弱と見込んでいるが、工事期間への影響はないという。女夫岩周辺は町が買い取る方針。

道路建設に向けた用地買収は、松江―宍道間一四・一㌔のうち、面積にして四九％が既に終了。工事が順調に進めば、平成十年代中ごろには開通する予定だ。

保存運動を続けた坪内さんは「古代の祭り、町名の由来など地域の歴史を語る重要な遺産だ。町民の多くが地元への認識を深めるきっかけになった女夫岩は、今後も生涯学習の面で格好の教材になるだろう」と歓迎。澄田信義知事も「県が進める『古代文化の郷』整備事業でも重要な遺跡と位置付けており、地域振興への活用を期待している」との談話を発表した。

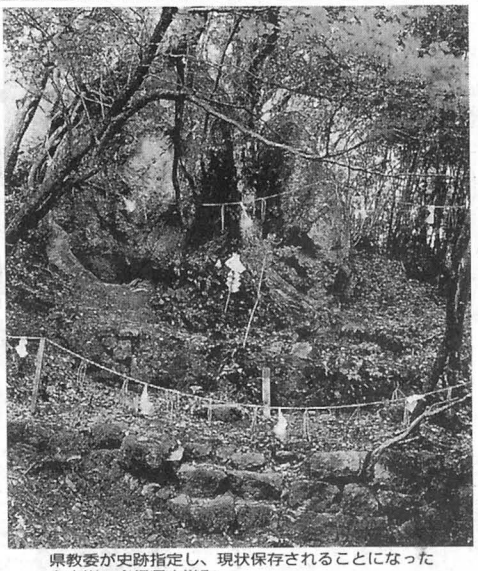

県教委が史跡指定し、現状保存されることになった女夫岩＝島根県宍道町

女夫岩　宍道湖の南約一・五㌔、佐々布川流域の水田地帯を望む標高五十㍍の丘陵斜面にある。露出する巨石二個は北側が長さ九㍍、幅二・五㍍、高さ四㍍以上、南側が長さ六㍍、幅三㍍、高さ四・五㍍。古墳時代中期（五世紀ごろ）の巨石信仰にかかわる祭祀遺構とみられる。「出雲風土記」には大国主命に追われたイノシシが「猪石（ししいし）」に姿を変えたと記され、その有力候補地。宍道町の地名の起源にもなっている。

資料10　女夫岩遺跡の県指定を伝える山陰中央新報記事（平成９年３月18日）

写真１　女夫岩遺跡遠景（西方の夫婦岩溜池より望む）

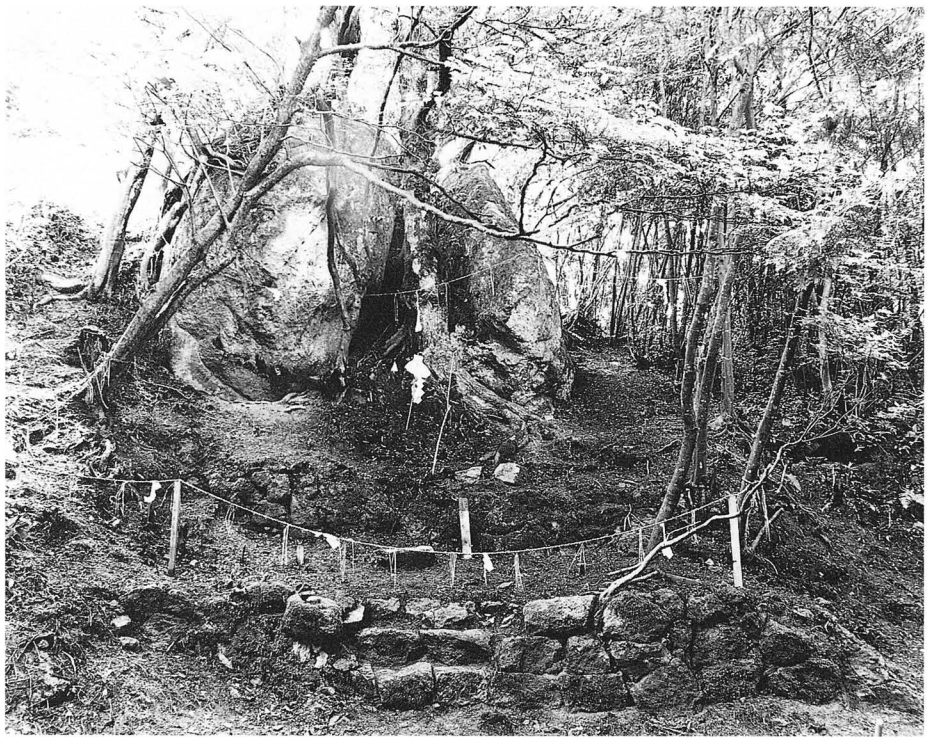

写真２　女夫岩近景

写真 3　石垣近景

写真 4　遺跡遠景（東側より望む。左は島根県中央家畜市場）

写真５　遺跡遠景（西側水田部より）

写真６　Ｔ８トレンチ完掘状況
（奥に女夫岩が見える）

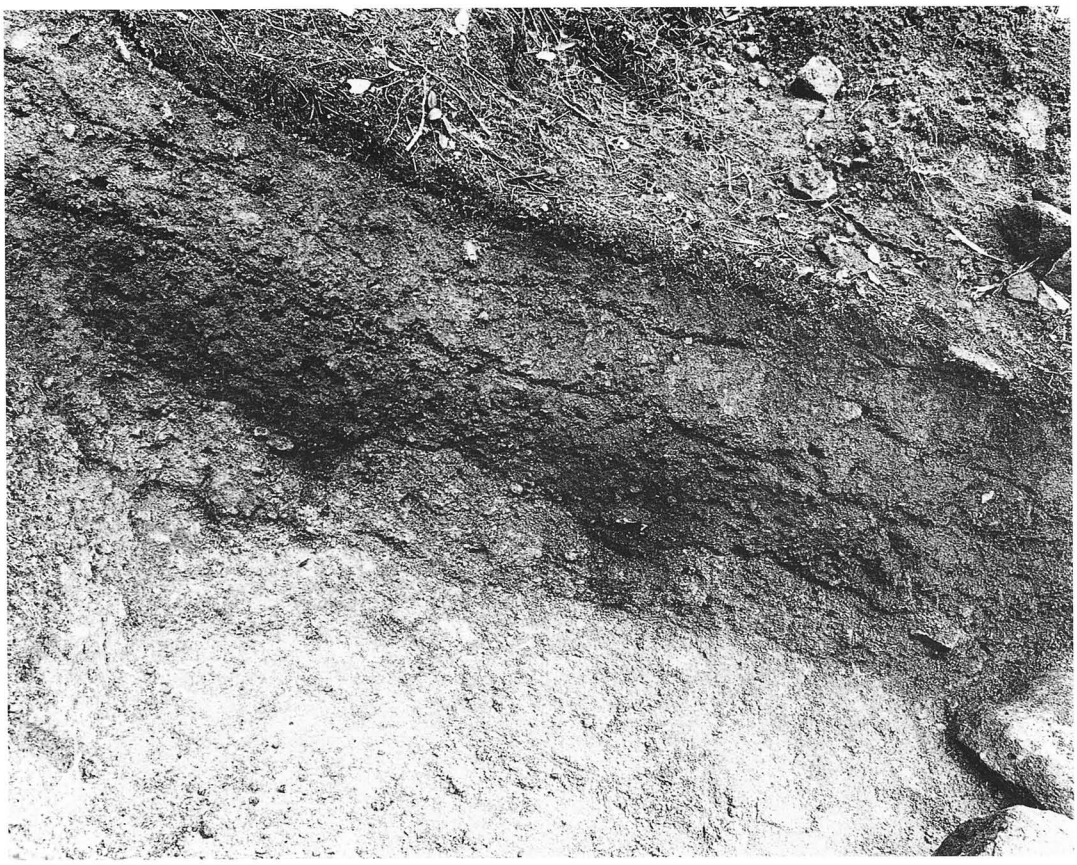

写真７　Ｔ８トレンチ土層堆積状況

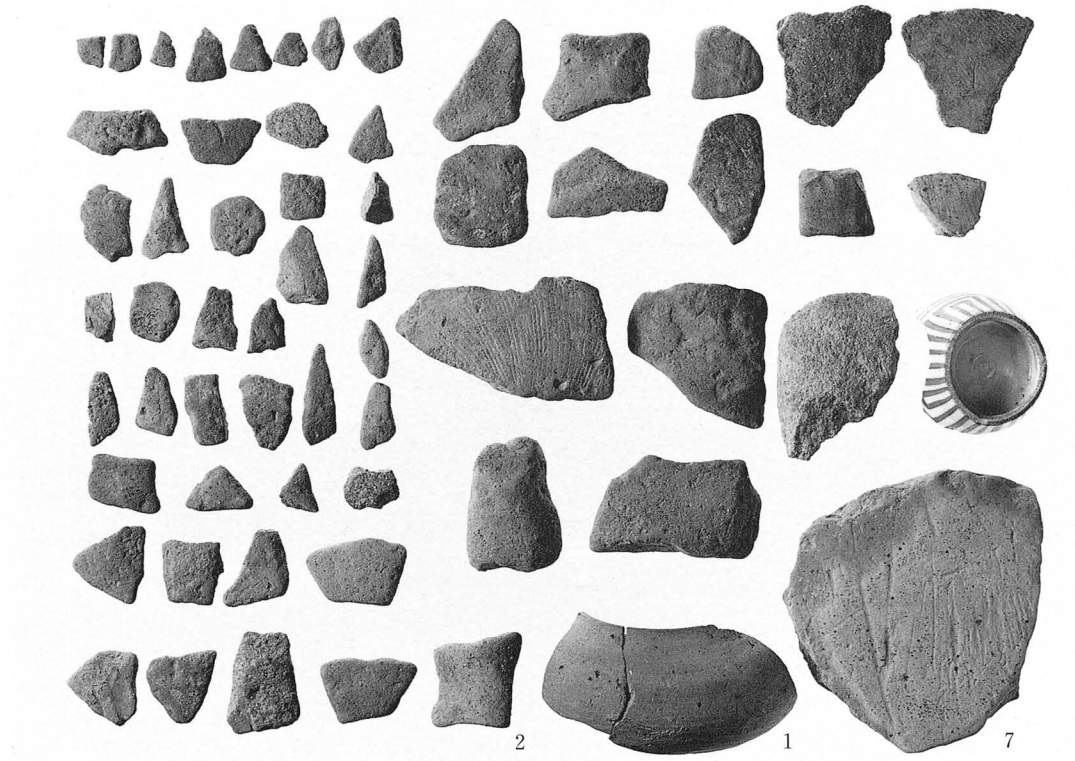

写真８　Ｔ１，２，７，８トレンチ出土遺物（番号は出土トレンチ、番号のないものは全て８トレンチ）

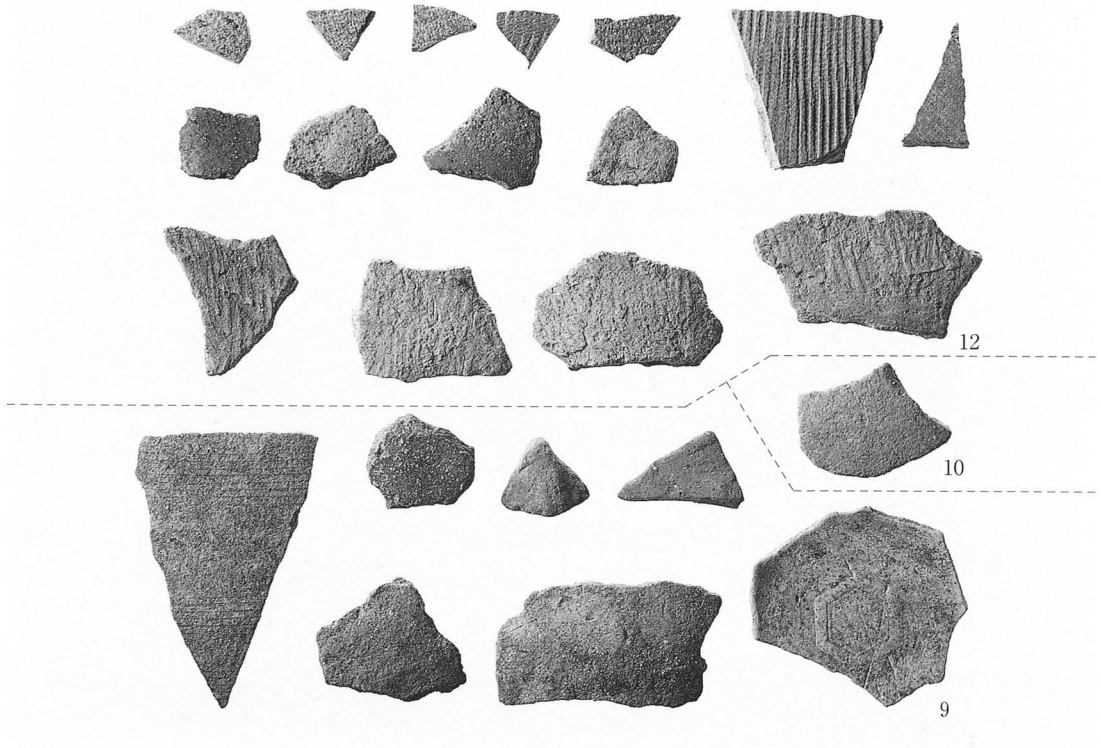

写真９　Ｔ９，10，12トレンチ出土遺物（番号は出土トレンチ）

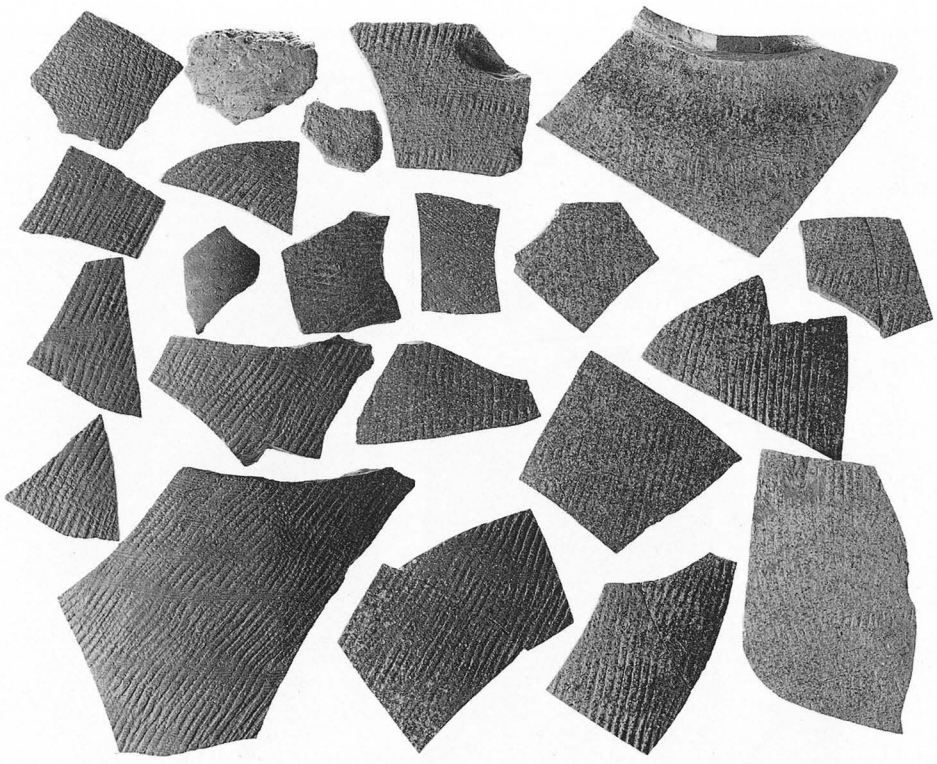

写真10　Ｔ11トレンチ出土遺物

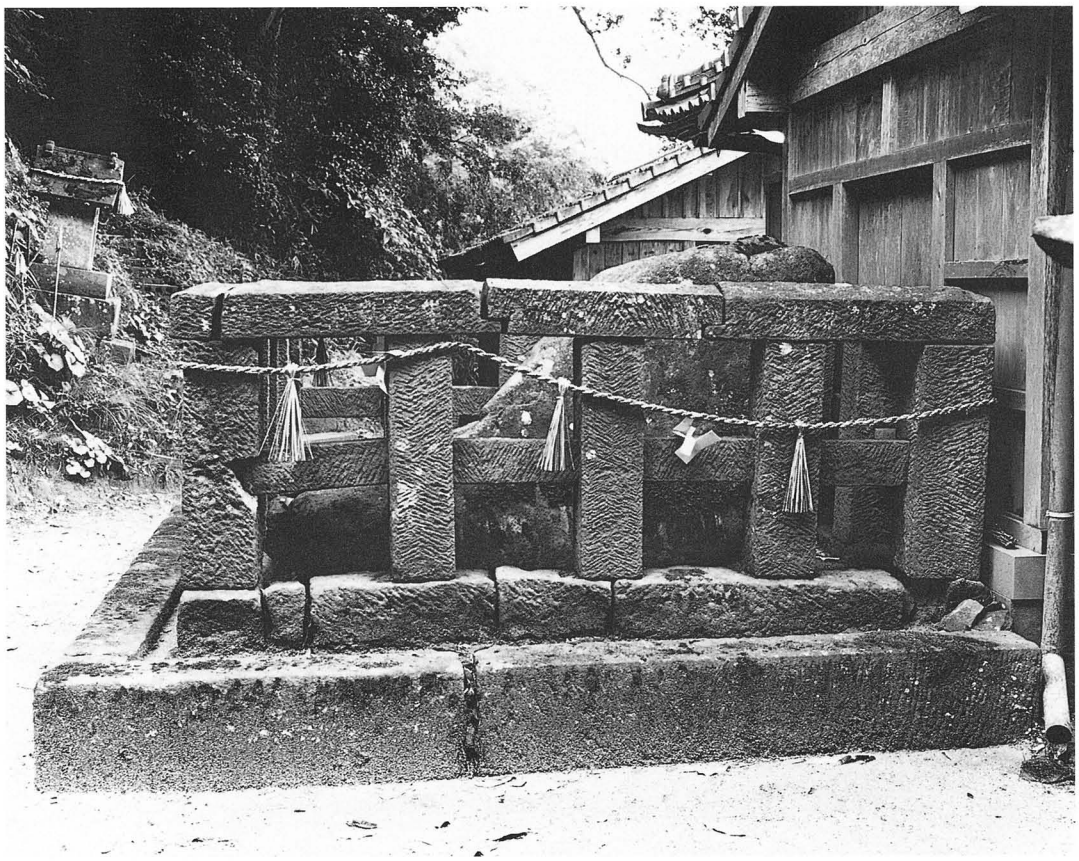

写真11　石宮神社（宍道町大字白石）の犬石

写真12　石宮神社の猪石

写真13　女夫岩トンネル貫通式（平成11年６月９日）

写真14　同　　上

報告書抄録

ふりがな	しまねけんしていしせき　　しんじ・めおといわいせき
書名	島根県指定史跡　宍道・女夫岩遺跡
副書名	第1次発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	錦田　剛志　・　稲田　信　・　木下　誠
編集機関	島根県教育委員会（埋蔵文化財調査センター）
所在地	〒690-0131 島根県松江市打出町33番地　TEL 0852－36－8608
発行機関	島根県教育委員会　・　宍道町教育委員会
発行年月日	西暦 1999 年　11　月　11　日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積	調査原因
めおといわ 女夫岩	しまねけんやつかぐん 島根県八束郡 しんじちょうおおあざはくいし 宍道町大字白石	32307		35°23′31″	132°54′41″	19960702 ｜ 19960723	120㎡	学術調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
女夫岩	祭祀遺跡 包含層	古墳時代 中期 後期		土師器　須恵器	巨石に関わる 祭祀遺跡

宍道・女夫岩遺跡

平成11年(1999) 11月11日発行

発　行　島根県教育委員会
　　宍道町教育委員会

印　刷　柏木印刷株式会社
　　松江市国屋町452－2